

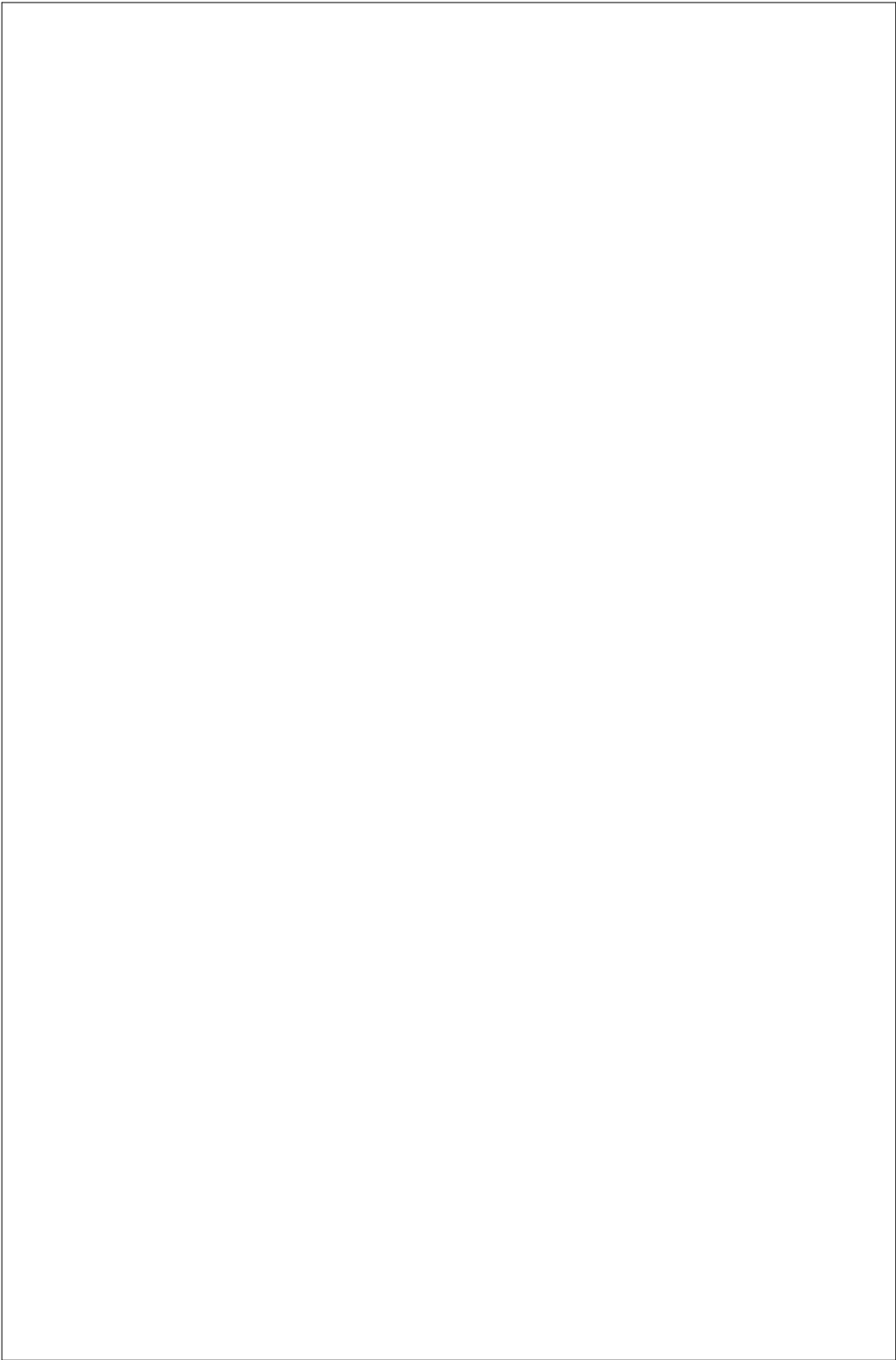
設 計 図 様 式 集

設計図様式 1 日本産業規格 A 4 縦

(設計図様式 1)

管網図
案内図

(設計図様式2)



様式集

「様式－１」（Ａ４縦長型）

県営水道給水関係事前協議書〔正・副〕

					年 月 日		
一般		開発事業		直結増圧式給水		増圧猶予	促進工事
申込者	住所						
	商号又は名称 代表者名又は氏名				電話番号		
協議者	住所						
	商号又は名称 代表者名又は氏名				電話番号		
計画地住所							
計画の概要		開発目的					
		開発面積	m ²	用途	専用住宅 共同住宅 事務所ビル		
		敷地面積	m ²	建築物の構造			
		建築面積	m ²	建物の戸数	棟 戸		
		延床面積	m ²	最高位水栓	m		
		着手予定期 時	年 月 日	完成予定時期	年 月 日		
		検針方法	直読・遠隔		新規配管・既設管使用		
		使用見込水量	計画1日最大(m ³ /日)				
			計画時間最大(m ³ /時) (瞬時最大流量l/分)				
企業局 協議確認欄		☐ 別添「回答書」に記した理由により給水工事の申込みをお受けできませんので、再度、給水方法について検討して下さい。 ☐ 別添「回答書」に記した条件により、給水可能です。 年 月 日 水道営業所長					

- 1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。
- 2 必要書類を添付の上、〔正〕〔副〕各1部を水道営業所に提出して下さい。

「様式－１の２」（Ａ４縦長型）

県営水道給水関係事前協議書〔正・副〕
(特別給水装置工事)

		年 月 日	
申込者	住所		
	商号又は名称 代表者名又は氏名	電話番号	
協議者	住所		
	商号又は名称 代表者名又は氏名	電話番号	
計画地住所			
計画の概要		開発目的又は 建築用途	
		開発面積又は 敷地面積	m ²
		開発予定時期又は 建築予定時期	年 月～ 年 月
		開発計画戸数 及び人口	棟 戸 人
		建築物の構造 面積、延床面積	
		使用見込水量	1日最大 m ³
		給水開始予定時期	年 月
局の意見等	意見		
	施設規模	計画給水量（1日最大 m ³ 、時間最大 m ³ ） 給水方法（直結給水 ・ 配水池 ・ ポンプ所） 口径 mm 延長 m	

- 1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。
- 2 必要書類を添付の上、〔正〕〔副〕各1部を水道営業所に提出して下さい。

誓約書の様式

「事前協議」の場合

「様式－２」（A 4 縦長型）

No

誓 約 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

申 込 者 住 所
氏 名

「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。

記

- 1 工事場所
- 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成后すみやかに貴所に寄附します。

直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

住 所
申 込 者 氏 名 (所有者) 電 話

直結（直圧・増圧）式による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。

- 1 給水装置の維持管理については、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。
また、増圧給水設備を含む給水装置の維持管理については、1 年以内ごとに 1 回の定期点検を行い、
当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。

給水装置の設置場所	建物所在地
	名 称
建物の管理責任者	住 所 会社名
	氏 名 電話
給水装置の維持管理業者	住 所 会社名
	氏 名 電話
直結増圧式給水装置の維持管理業者 ※該当する場合は記入	住 所 会社名
	氏 名 電話

注 1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものをいう。（給水装置
工事施行承認申請書における申請者）

注 2 「直結増圧式給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の増圧給水設備を施工したものをいう。

- 2 使用者に対しては、申込者において当該による給水方式であることを説明し、上記管理責任者等を
周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者へ
の広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。
- 3 当該給水装置（増圧給水設備含む）設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は
第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。また、紛争等については全て当事者間で解
決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。
- 4 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に
対処します。
- 5 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を
継承します。また、建物の管理責任者、給水装置の維持管理業者に変更が生じた場合は、速やかに当
該給水条件承諾書を再度提出します。
- 6 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水
装置工事設計施行基準・解説を遵守します。

増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（新設・切替）

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

申 込 者 住 所 (所有者) 氏 名 電 話

給水装置の設置場所	建物所在地 名 称
建物の管理責任者	住 所 会社名 氏 名 電話
給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話

注１「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものをいう。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）

増圧給水設備設置の猶予（以下、増圧猶予）による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。

- 1 当該建物の階数、計画水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して水道直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130 規格品又は規格同等以上品）及び減圧式逆流防止器又は複式逆止弁を設置します。なお、その際には、給水装置工事を申込みます。
- 2 制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合は、使用者及び申込者の責任で対処し共用給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても水道営業所長に責任を問いません。
- 3 逆流防止装置の機能を適正に保つため、申込者にて建物の管理責任者並びに給水装置の維持管理業者を定め適正に行います。
- 4 使用者に対しては申込者において、増圧猶予による給水方式であることを説明し、建物の管理責任者及び給水装置の維持管理業者を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。
- 5 増圧猶予に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。
- 6 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。
- 7 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、申込者（所有者）、管理責任者、維持管理業者に変更が生じた場合も、速やかに増圧給水設備設置の猶予条件承諾書を再提出します。
- 8 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。
- 9 上記の承諾事項を使用者等に熟知させ、増圧猶予に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。

水 理 計 算 確 認 書

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

給水装置の設置場所		
申 込 者		
建物の用途及び階数		
給 水 方 式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予	
計画一日使用水量		m ³ /日
計画同時使用水量		ℓ/分
A	設計水圧（事前協議番号 ー 号）	M P a
B	給水装置の必要水圧（高低差＋総損失水頭＋余裕水頭）	M P a
C	増圧給水設備の吐出圧（揚程）	M P a
D	余裕水圧 $D = A - B + C$	M P a

注）事前協議を行っている場合の設計水圧は、回答書によること。

上記のとおり、水理計算により支障なく給水可能であることを確認しました。	
水 理 計 算 確 認 者	（給水装置工事主任技術者） 免状交付番号 第 号 氏 名
指定給水装置工事事業者	指 定 番 号 第 号 事 業 者 名 代 表 者 電 話

水 圧 調 査 依 頼 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

依頼者：

住 所 _____

会 社 名 _____

担当者名 _____

連 絡 先 _____

給水方式を検討するにあたり、水圧の調査を依頼します。

調 査 場 所			
予 定 建 物	用途：		階数：
予定給水方式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式		
案 内 図			

※太枠内に必要事項を記入し、案内図を添付してください。

-----以下水道営業所回答欄-----

受付番号			
現地水圧	MPa		
調査方法	☐ 簡易	☐ 測定	
測定日			
特記事項			

回答日		回答者	
-----	--	-----	--

誓 約 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

申込者 住 所
氏 名

給水装置の一部施工の申込にあたり、下記事項を誓約します。

記

- 1 工事場所及び取出箇所数
- 2 新土地所有者が決定するまで、当該給水装置の維持管理及びその経費は申込者において負担します。
- 3 土地所有権が移転したときは、給水装置の所有権も新土地所有者のものとしします。
- 4 当該給水装置に漏水が発生した場合は、すみやかに水道営業所に届け出てその指示に従います。
- 5 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は貴所に寄附します。
- 6 私道である場合は、占用料は無料とし、貴所が必要であると認める場合は、原形復旧を条件に掘削を認めます。

以上

同 意 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

- 1

申込者
(支管分岐依頼者)

住所

氏名
- 2

給水装置場所
- 3

装置内容

支管分岐口径
支管分岐箇所数

このたび下記の者から支管分岐の同意を得たことを届け出ます。
なお、支管分岐により水量・水圧に支障が生じても一切貴所に異議の申し立てをしないことの同意を得ています。

記

水栓番号
給水装置所有者住所

氏 名

給水装置使用者住所

氏 名

給水装置工事申込取消届

申込み区分 新設、改造、撤去
整理番号
工事場所
水栓番号 第 号

 年 月 日に申し込んだ上記の給水装置工事を都合により取り消したいので
届け出ます。

 年 月 日

神奈川県企業庁
 水道営業所長 殿

申 込 者 住所
 氏名

指定給水装置 住所
工事事業者 氏名

「様式－７」（Ａ４縦長型）

年 月 日

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

月分給水装置修理報告書

No. _____

(指定給水装置工事事業者名)

	受 付 月 日	施 行 年 月 日	水栓番号	依頼者氏名 (使用者)	修 理 内 容	摘要
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
その他	年 月 日	年 月 日				

- (１) 栓類の取替、水道メーターの移設、管の取替及び切回の場合は、その内容を具体的に記入すること。
- (２) その他パッキンの取替等軽易な修理については、件数のみを記入すること。

増圧給水設備（ポンプ）取替届出書

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

給水装置所有者指定給水装置工事事業者指定番号

住 所

氏 名

電 話

所 在 地

称号又は

名 称

電 話

主任技術者

増圧給水設備（ポンプ）の取替えについて、以下のとおり届出ます。

1 給水装置場所：

2 水 栓 番 号：

3 増圧給水設備仕様

メーカー名			
型式			
口径（mm）		自動停止設定圧力 （MPa）	
揚程（m）		自動復帰設定圧力 （MPa）	
出力（kw）		逆流防止装置種別	
吐出量（l/min）		逆流防止装置設置位置	吸込側 ・ 吐出側
最大給水高さ（m）			

上記の増圧給水設備の取替にあたり、神奈川県県営水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。

「様式－８」

給水装置に係る情報の提供請求書

年 月 日

(請求先)

神奈川県企業庁 水道営業所長

(請求者)

住所

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名)

電話

次のとおり給水装置に係る情報の提供 (閲覧・写しの交付) を請求します。

1 情報の提供を請求する 場所 (わかる範囲で結構です。)	所在地住所： 建物名： 水栓番号：
2 情報を利用する目的	☐ 給水装置工事 ☐ 給水工事の維持管理 ☐ 道路掘削工事 ☐ 宅地内掘削工事 ☐ その他 ()
3 請求する台帳等の種類	☐ 給水台帳 ☐ 管網図

【所有者本人の同意欄】

上記の情報提供に同意します。

年 月 日

給水装置所有者

住所

氏名

電話番号

注意

- 情報の提供の請求にあたっては、請求者が本人であることを確認できる書類 (住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、給水装置工事主任技術者証その他法令により交付された書類) の提示が必要となります。
- 提供を受けた個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守してください。
 - 提供を受けた情報を申し込んだ利用目的以外には利用しないこと。
 - 提供を受けた情報を漏えいしないよう十分注意すること。
 - 保有する必要のなくなった情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めること。
- 提供する情報は、水道施設の参考図ですので、工事の際は必ず詳細について竣工図や試掘により確認してください。
- 該当する□にレ印をしてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・ここから下は水道営業所で記載します。・・・・・・・・

【水道営業所確認欄】

☐ 本人確認		
確認方法	☐ 住民基本台帳カード ☐ 旅券 (番号) ☐ 国民年金手帳 (番号) ☐ その他の書類 ()	☐ 運転免許証 (番号) ☐ 健康保険被保険者証 (番号) ☐ 給水装置工事主任技術者証 (番号)
対応時間	時 分	
☐ 写しの交付	☐ 閲覧	担当者

確 約 書

年 月 日

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

申込者 住 所

氏 名

責任者 住 所

氏 名

震災時の飲料水を確保する目的で、受水槽からの非常用給水栓を設置するにあたり、次の内容について遵守することを確約します。

- 1 非常用給水栓は、地震による災害で本管が断水した場合に使用します。
また、停電によりポンプ施設が停止して給水ができない場合、1人あたり1日3リットル程度の飲料水に限定して使用します。
- 2 非常用給水栓は、鍵付の給水栓とし、責任者を定め鍵を管理します。
なお、給水栓は口径φ20mm以下の1栓とします。
- 3 住民の周知方法として、「震災時の使用に限定」のプレートを掲示します。
- 4 事前に、非常用給水栓を設置する受水槽の構造図を水道営業所に提出します。
- 5 申込者及び責任者を変更する場合は、速やかに水道営業所に確約書を再提出します。

「様式— 10」

水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書

年 月 日

(提出先)
神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

申 込 者 住 所
(所有者) 氏 名

給水装置工事にて水道直結式スプリンクラー設備（以下、「スプリンクラー設備」という。）を設置するにあたり、以下の事項を誓約します。

- 1 スプリンクラー設備の維持管理については当方にて適正に行い、災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道営業所に対し一切責任を問いません。
- 2 スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、当方にて対処し水道営業所に対し一切責任を問いません。
- 3 スプリンクラー設備の設置にあたっては、消防設備士の指導の下に行っており、異常等が生じても水道営業所に対して苦情を申しません。
- 4 逆流防止対策としてスプリンクラー設備配管系統の上流側に逆止弁を設置し、1年に1回以上の点検を行い管理いたします。
- 5 スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合など、使用する者が申込者と異なる場合については、各誓約事項を使用する者に周知徹底いたします。
- 6 スプリンクラー設備の申込者（所有者）を変更するときは、各誓約事項を譲受人に熟知させます。
- 7 スプリンクラー設備の作動による原因で水道メーターが故障等した場合は、水道営業所の指示に従い当方にて対処します。

参 考 資 料

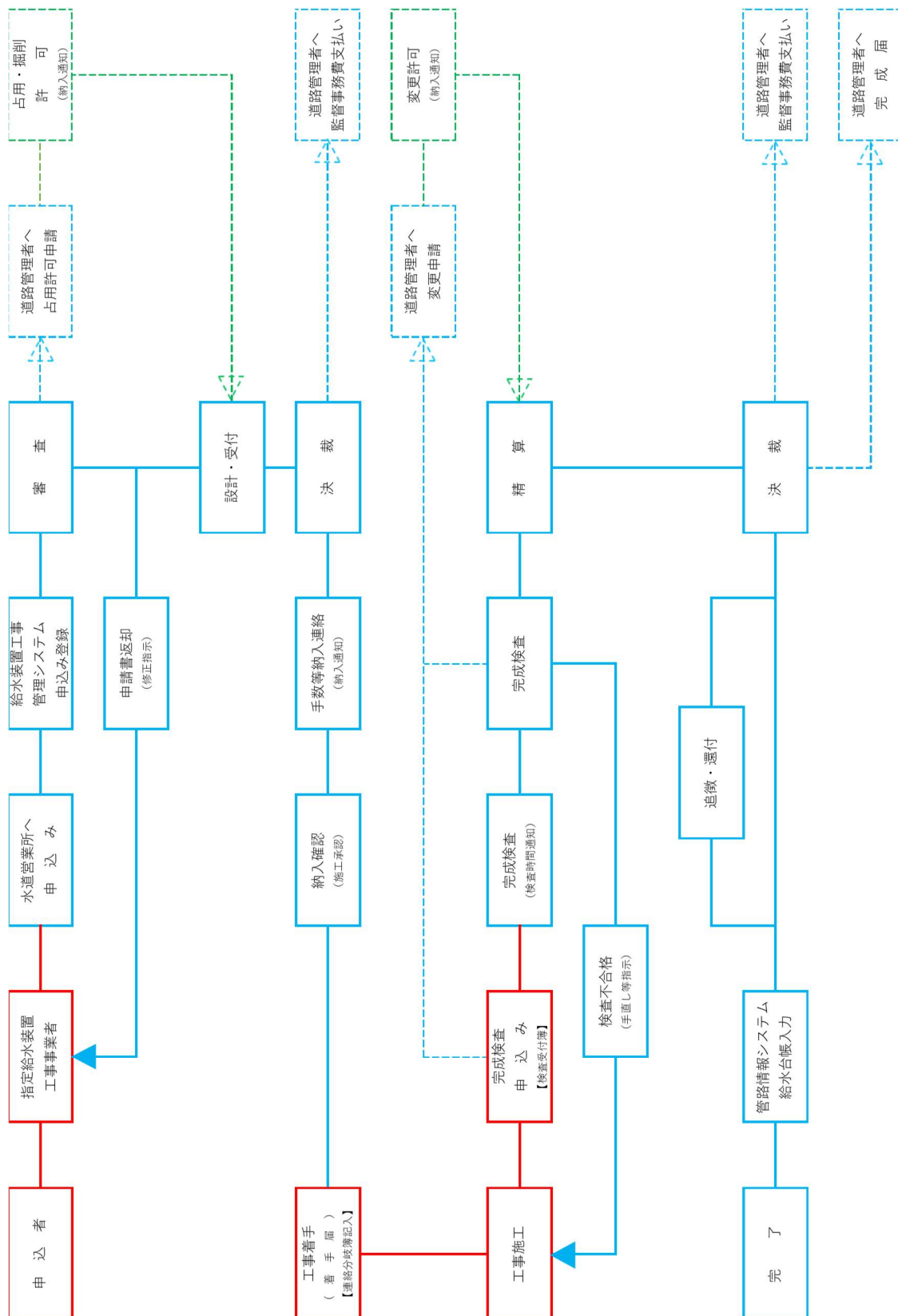
参考資料 1

給水装置工事の手続き

1・1 各水道営業所の所管区域

神奈川県ホームページ	
県営水道の給水区域	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyokai/kyusuiikuiki.html

1・2 給水装置工事流れ図



参考資料 2

受水槽以下の給水設備指導基準

受水槽以下の給水設備指導基準

1 目的

受水槽以下の給水設備は、水道法で定める給水装置ではないが、飲料水の安全を確保するため指導基準を定めるものとする。

また、受水槽以下の給水設備等の設計、施工および管理に当たっては、本指導基準のほか建築基準法、水道法等の関係法令を遵守すること。

2 受水槽以下の給水方法

給水方式は、表－１のとおりである。いずれの方法をとるかは、使用水量、時間的变化及び立地条件等を考慮して決定すること。

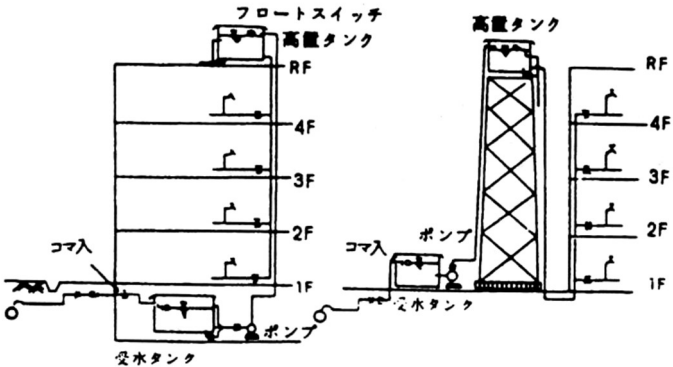
表－１

種 類	概要説明
高置水槽式	受水槽から揚水ポンプにより高置水槽にくみ上げ、自然流下で給水する方式
圧力水槽式	受水槽からポンプにより圧力水槽に圧入し、水槽内に生じる空気圧により給水する方式
ポンプ直送式	受水槽からポンプにより圧送して給水する方式

[解 説]

1 高置水槽式

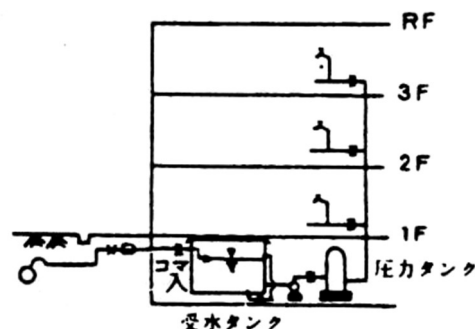
給配水管より受水槽に貯水した後、高所に設置された高置水槽へポンプで揚水し、高置水槽から自然流下で給水する一般的な方式をいう。



2 圧力水槽式

受水槽から給水ポンプにより圧力水槽(密閉鋼製)に圧入し、水槽内に生じる空気圧により給水する方式をいい、圧力水槽内の空気を補給する方法に、手動式と自動式の2種類に分類される。

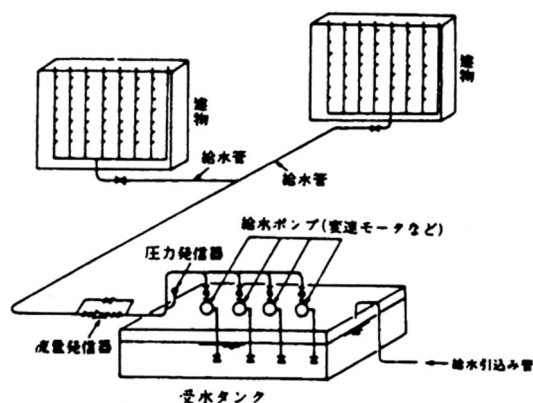
この方法は、比較的小規模な建物で、場所的に高置水槽を設置できないビル、地下駐車場地下街などに用いられる。



3 ポンプ直送式

受水槽を起点として給水ポンプにより直接必要箇所へ加圧給水する方式をいい、その方法として、定速モータによって給水ポンプを運転する変速方式がある。いずれの方法も吐出管の圧力または使用負荷給水量の変化に応じて、給水量の制御ができる。この方式は重量物の設置を好まない高層建築物、大規模な住宅団地などに用いられる。

ここで定速モータとは、常時モータが回りポンプが作動している状態で、数台合わせて使用し、給水量により稼働台数が決まる。変速モータとは、給水ポンプと可変連電動機、あるいは変速装置を合わせて吐出管の圧力または使用に合わせて電動機の回転数を変速させ、給水量を制御する。



3 受水槽

次の事項については3・8 受水槽式給水方式参照によること。

1. 設置位置
2. 受水槽の有効容量
3. 構造

4 高置水槽

(1) 設置位置

高置水槽の高さは、建築物最上階の給水栓等から上に5m以上の位置を水槽の低水位とする。

ただし、最上階に大便器用フラッシュバルブがある場合は、最上階のフラッシュバルブから上に10mの位置を、水槽の低水位とすること。

(2) 高置水槽の有効容量

高置水槽の有効容量は、3・8・2に準ずること。

(3) 構造

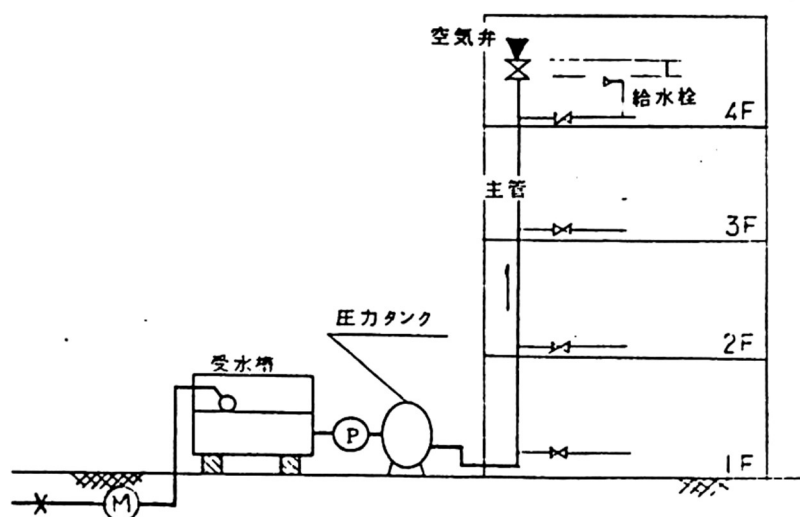
高置水槽の構造は、3・8・4 に準ずること。

5 給水配管

給水装置工事設計施行基準・解説に準ずること。

[解 説]

圧力水槽式、ポンプ直送式による給水の場合は、給水栓より高い位置の主管上に空気弁を必ず設置すること。



6 共同住宅等の給水事務取扱要綱別紙1に定める共同住宅等の装置基準

共同住宅等の給水事務取扱要綱(平成18年3月31日企水経第104号)により共同住宅に係わる各戸検針及び収納の取扱を受けようとするときは、この基準に定めるもののほか、この要綱別紙1に定める共同住宅等の装置基準に適合するものでなければならないので、事前に管理者と協議すること。

[解 説]

共同住宅等の給水事務取扱要綱別紙1によるものとする。

関係法令には、次のものがある。

1 受水槽以下の設計

- (1) 建築基準法第36条
- (2) 建築基準法施行令第129条の2の5
- (3) 昭和50年建設省告示第1597号(改正平成12年建設省告示第1406号)
- (4) 給排水設備技術基準解説

2 受水槽以下の管理

- (1) 水道法、同施行令、同施行細則
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行令、同施行規則
- (3) 神奈川県水道法施行細則
- (4) 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
(平成7年3月14日条例7号)
- (5) 小規模水道及び小規模受水槽水道の衛生に関する各市が定めた条例

(共同住宅等の給水事務取扱要綱 別紙 1)

「共同住宅等の装置基準」

1 目的

この基準は、「共同住宅等の給水事務取扱要綱」第3条第3号に基づき、共同住宅等の装置基準について定めることを目的とする。

2 受水槽・増圧給水設備

受水槽の構造、位置及び容量、増圧給水設備の仕様は、給水装置工事設計施行基準・解説及び建築基準法によること。

3 給水方法

給水装置工事設計施行基準・解説によること。

4 配管

配管に使用する材料は、給水装置工事設計施行基準・解説に準じたものを使用すること。

5 量水器

量水器は、直読式量水器と遠隔指示式量水器とし、次に定める設置基準によること。また、量水器口径の決定にあたっては、給水装置工事設計施行基準・解説によること。

○水栓数と量水器口径（一般家庭）

水 栓 数	量 水 器 口 径
1 ～ 6	13mm
7 栓 以 上	20mm

(1) 直読式量水器

管理者が型式承認したものを使用すること。

(2) 遠隔指示式量水器

ア 原則として3線リモート方式の遠隔指示式量水器を使用すること。

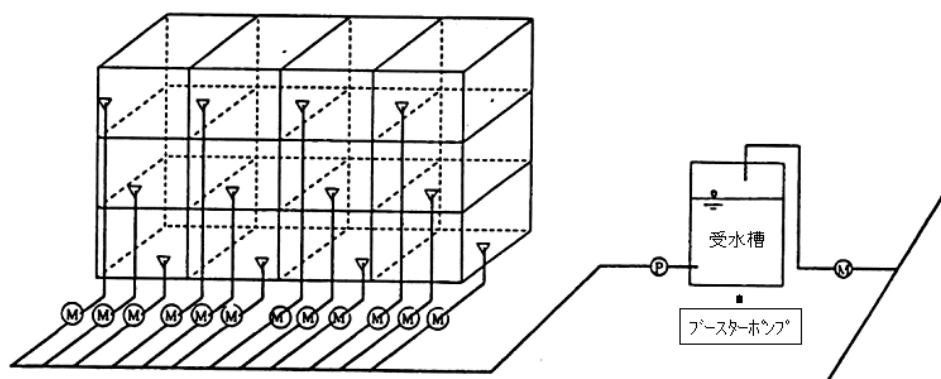
イ 集中検針装置は、原則として1棟1検針装置とすること。建物の構造上やむを得ない場合は、水道営業所と協議し設置数を決定すること。

ウ 遠隔指示式量水器は、企業局長の承認を受けた型式のものを使用すること。

(3) 量水器等の設置方法

ア 直読式量水器を建物外に設置する場合

1階又は宅地内で、検針、維持管理に支障がない場所で管理者が型式承認をしたメータボックス内に設置すること。



イ 量水器を建物内に設置する場合

(ア) 量水器本体

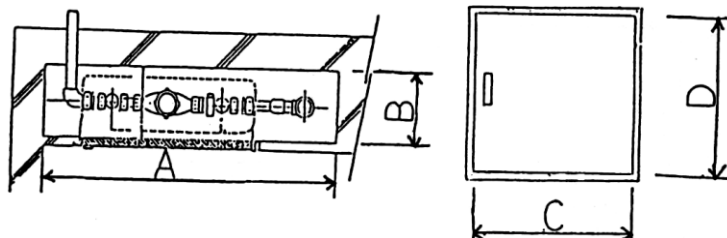
- a 量水器は原則としてシャフト内に設置すること。各屋内（室内）に設置してはならない。
- b 凍結の恐れのあるところでは、量水器及び配管を防凍カバー等を用いて保護すること。
- c シャフト内の量水器及び配管は、支持台等を設け水平に固定すること。ただし、防凍カバーを用いた場合等、支持台の設置が困難な場合は他の方法で固定すること。

(イ) シャフト（メータシャフト等）

- a 通路に面した場所で、検満・故障時に作業が容易に行えること。
- b 漏水等により、階下に影響を及ぼさないよう防水及び排水等の必要な措置を講じること。
- c 1 個量水器設置の場合のメータシャフトの最小寸法は、次表による。

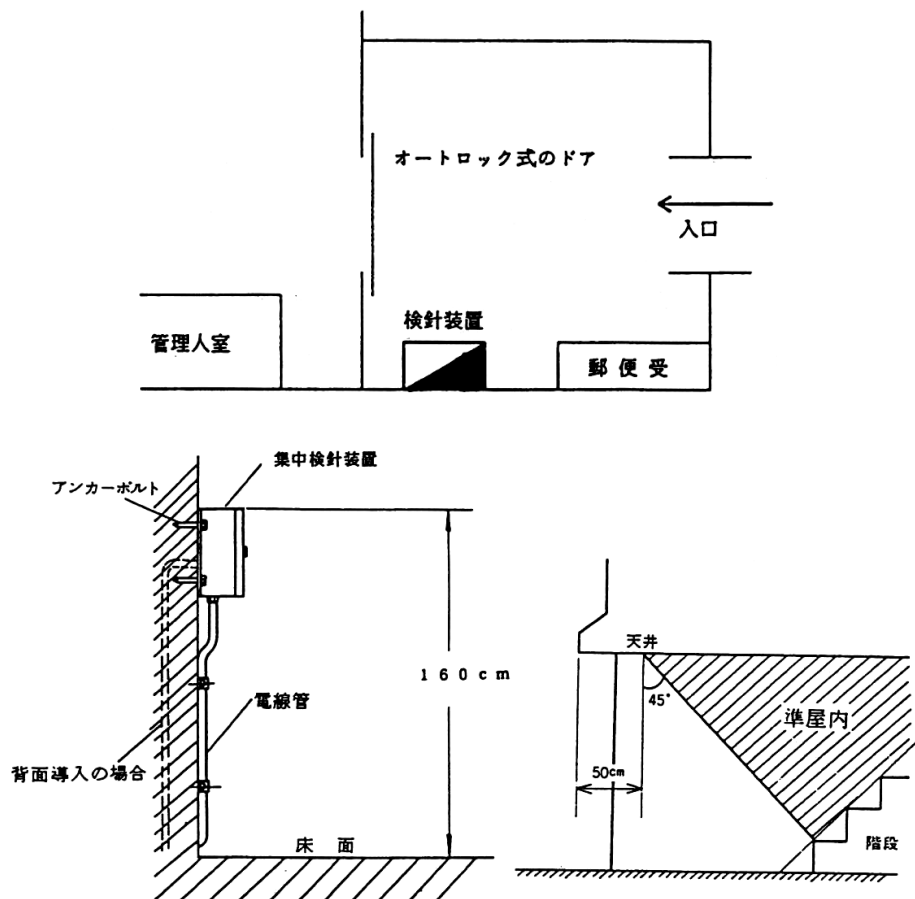
量水器口径	シャフト内 有効幅 (A)	シャフト内 奥行き (B)	肩の幅 (C)	扉の高さ (D)
φ 13、20	620	200	470	600
φ 25	700	200	510	600

※ 減圧弁、伸縮管等を設置する場合は、別途加算すること。



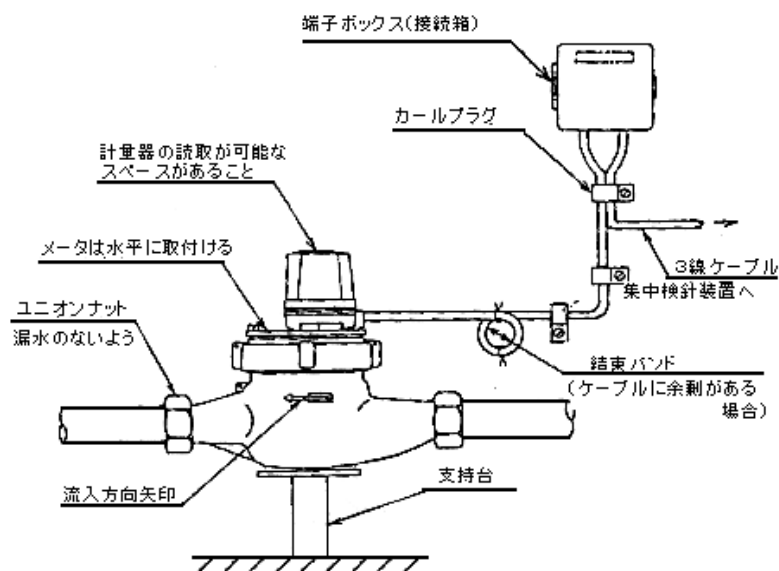
(ウ) 集中検針装置

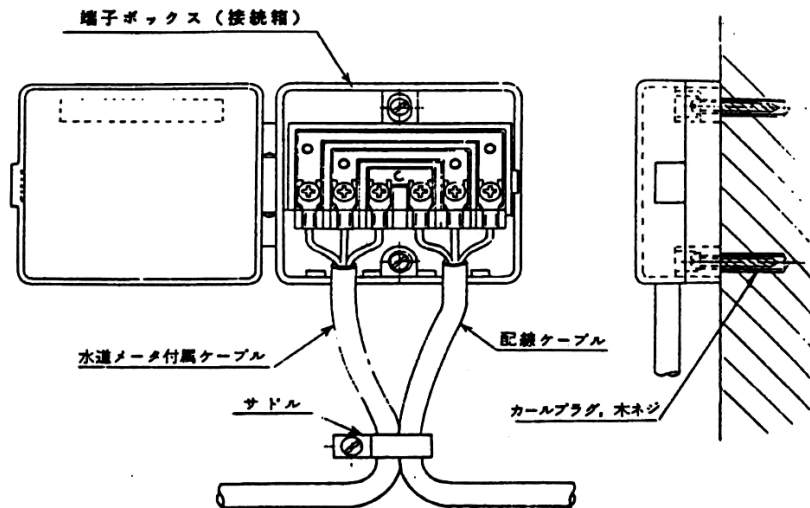
- a 設置場所は、原則として1階の屋内又は準屋内に設置すること。ただし、オートロック式のドアがある場合は、その手前に設置すること。
準屋内とは直射日光・降雨の当たらない場所、埃の少ない場所等のことで、図に示すとおりである。またやむを得ず屋外に設置する場合は、必ず屋外用完全防水型の装置を使用すること。
- b 集中検針装置の設置高さは、床面から装置上端まで160cmを標準とする。また、扉の開閉に支障のない場所とし、検針業務及び保守点検が容易に行えること。
- c 集中検針装置の大きさに応じて、その重量に十分に耐えられ得るアンカーボルト等を使用し、壁面に堅固に取り付けること。
- d 人為的破損がないように設置すること。



(エ) 配線、接続プラグ等

- a 端子ボックスは人為的破損や湿気等による故障の恐れのない場所に設置すること。また、木ネジ・カールプラグ等によりメータシャフト内の壁面に堅固に取り付けること。
- b 端子ボックスと配線ケーブルとの接続は、配線をサドル等で固定し接続プラグを保護すること。
- c シャフト内のケーブルは、ビニールサドル等によって固定し、人為的破損がないようにすること。また、配線ケーブルに余裕があるときは、結束バンド等を利用し小さくまとめること。



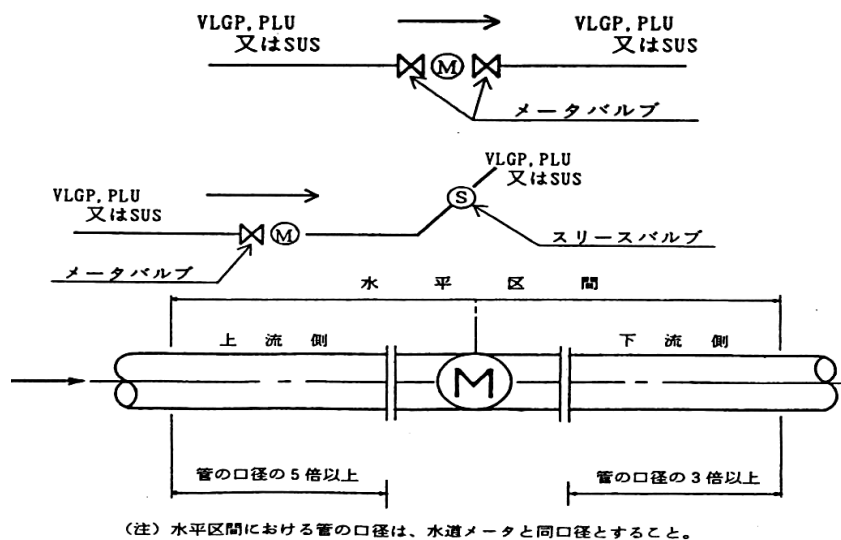


(4) 量水器前後の配管

- a 量水器に接続する給水管は、ポリエチレン粉体ライニング鉛管ユニット、防食処理鋼管（VLGP、PLGP）、ステンレス鋼管（波状管）又はメータユニットであること。
- b 量水器上流側にメータバルブを、下流側の操作性のよい場所にメータバルブ、スリースバルブ又は逆止弁を設置すること。ただし、直結式給水方式にあっては、給水装置工事設計施行基準・解説によること。
- c 量水器前後の水平区間は給水装置工事設計施行基準・解説と同時に、量水器上流側で管口径の5倍以上、下流側で管口径の3倍以上設けること。

ただし、管理者が指定したメータユニットを設置した場合は、この限りでない。

※ 量水器との接続にあたっては、ねじ山の相違に十分注意すること。



(5) その他、給水装置工事設計施行基準・解説によること。

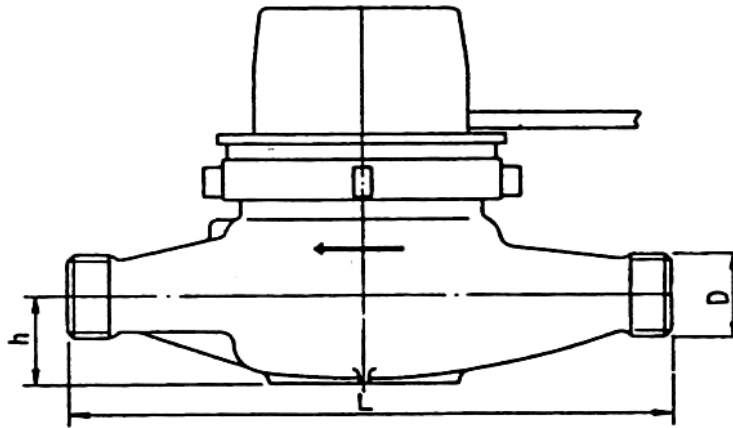
また、受水槽式にあっては、受水槽以下装置に設置する量水器仕様に準じて設置すること。

受水槽以下装置に設置する量水器仕様

1 量水器は、次の規格であること。

(単位 ; mm)

規格 口径	L	h	D	ねじ数 (山／インチ)
φ 13	165	23	25.8	14
φ 20	190	35	33.0	14
φ 25	225	35	39.0	14



2 直読式量水器及び遠隔指示式量水器には、当局が指示する番号等を打刻すること。

3 3線式の仕様は、次のとおりとする。

(量水器部)

- ①量水器本体と記憶装置部は分離型構造とし、容易に脱着できること。
- ②量水器本体と記憶装置部は、封印等により確実に圧着されていること。
- ③記憶装置を装着した状態で量水器本体の円読指針が全桁容易に読み取れること。

(記憶装置部)

- ①記憶装置の表示桁数は4桁とし最小表示単位は1 m³とする。
- ②コードは3芯とし、赤、白、黒と色分けしてあるものとする。
- ③量水器本体と記憶装置部は、マグネットカップリングにより結合し、相互に滑りがなく正確なもの。
- ④マグネットは指示量1 m³で25回転する。
- ⑤マグネットカップリング部分の磁気能力は12年以上のものとする。

(電送線)

- ①記憶装置から接続用端子までの電送線は1.5mとする。

②電送線はVCT0.5mm-3Cか、その同等品以上であること。

4 工事の申込み方法

この基準の適用を受ける場合は、受水槽までの給水装置工事の申込みのときに、受水槽以下装置の使用材料及び構造のわかる図面を提出すること。

(1) 提出図面

- ① 案内図
- ② 平面図（全体）
- ③ 直結部分立体図（受水槽流入側で管種・口径・弁線類等記入）
- ④ 受水槽詳細図（水位設定、警報装置配線先、有効容量及び計算式）
- ⑤ 配管系統図（全体的な配管系統）
- ⑥ 各室平面図（各タイプのみ）
- ⑦ 量水器前後配管図
- ⑧ 集中検針装置配置図（設置高さを記入）
- ⑨ 部屋番号の分かる図面

(2) 給水装置工事のフローチャートによること。

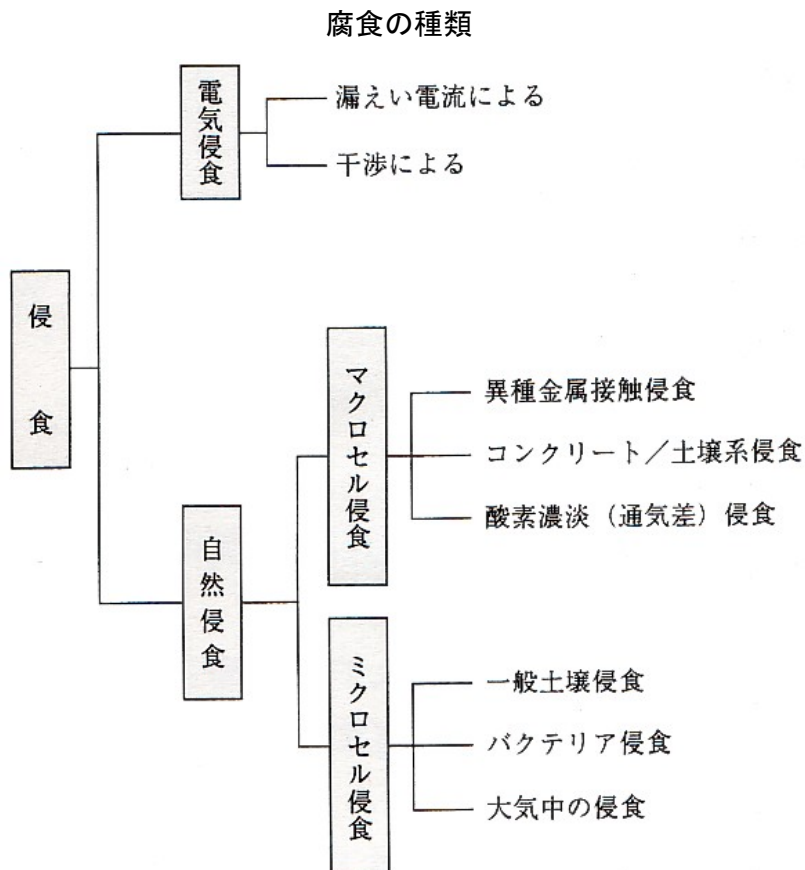
参考資料 3

水の安全・衛生対策

3・1 侵食について

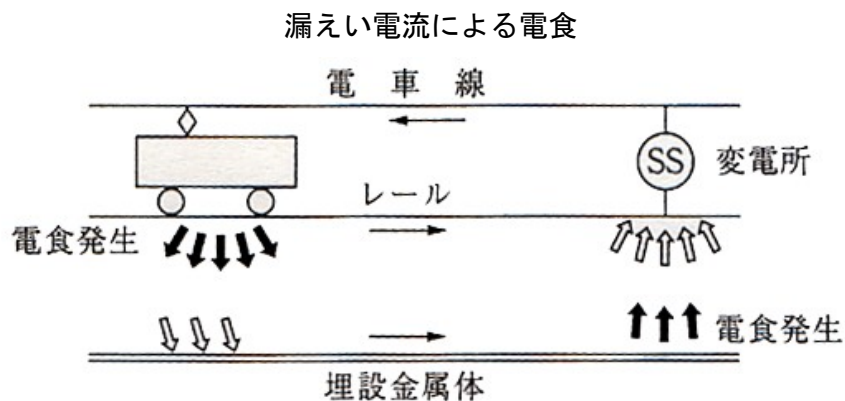
(1) 侵食の種類

金属管の侵食を分類すると、次とおりである。

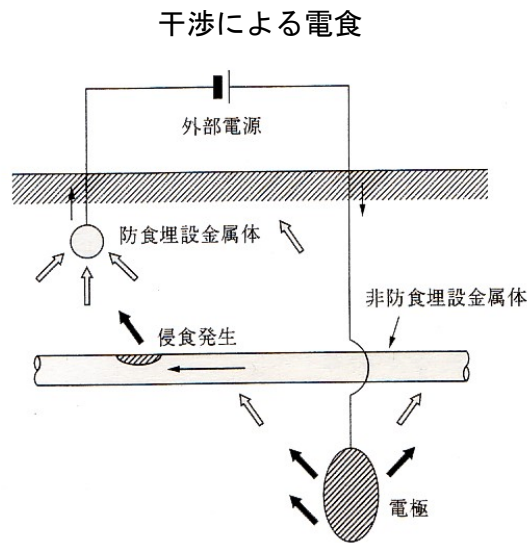


ア 電食（電気侵食）

金属管が鉄道、変電所等に近接して埋設されている場合に、漏えい電流による電気分解作用により侵食を受ける。このとき、電流が金属管から流出する部分に侵食が起きる。これを漏えい電流による電食という。



また、他の埋設金属体に外部電源装置、排流器による電気防食を実施したとき、これに近接する他の埋設金属体に防食電流の一部が流入し、流出するところで侵食を引き起こすことがある。これを干渉による電食という。



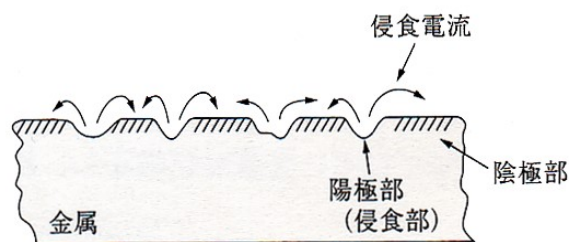
イ 自然侵食

埋設配管の多くの侵食事例は、マクロセルを原因としている。マクロセル侵食とは、埋設状態にある金属材質、土壌、乾湿、通気性、pH、溶解成分の違い等の異種環境での電池作用による侵食である。

代表的なマクロセル侵食には、異種金属接触侵食、コンクリート／土壌系侵食、通気差侵食等がある。

また、腐食性の高い土壌、バクテリアによるマイクロセル侵食がある。

マイクロセル腐食の概念図

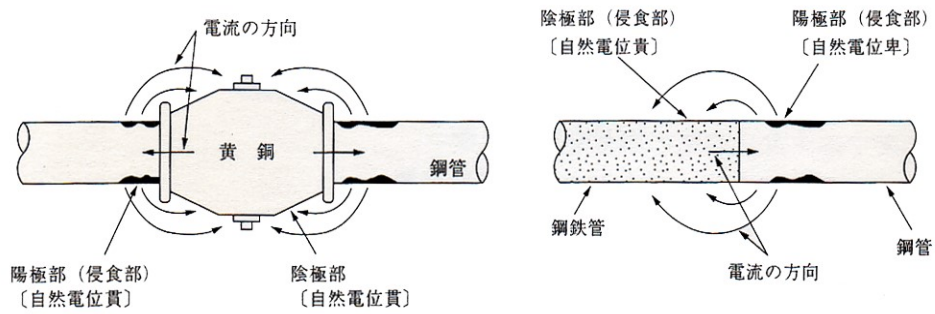


① 異種金属接触侵食

埋設された金属管が異なった金属の管や継手、ボルト等と接続されていると、卑の金属（自然電位の低い金属）と貴の金属（自然電位の高い金属）との間に電池が形成され、卑の金属が侵食する。

異なった二つの金属の電位差が大きいほど、又は卑の金属に比べ貴の金属の表面積が非常に大きいほど侵食が促進される。

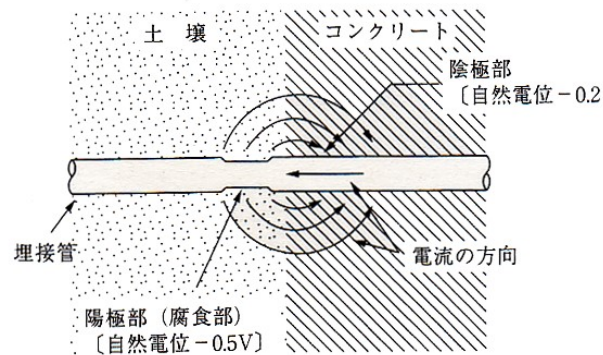
異種金属接触による浸食



② コンクリート／土壌系浸食

地中に埋設した鋼管が部分的にコンクリートと接触している場合、アルカリ性のコンクリートに接している部分の電位が、そうでない部分より貴となって腐食電池が形成され後者が侵食する。

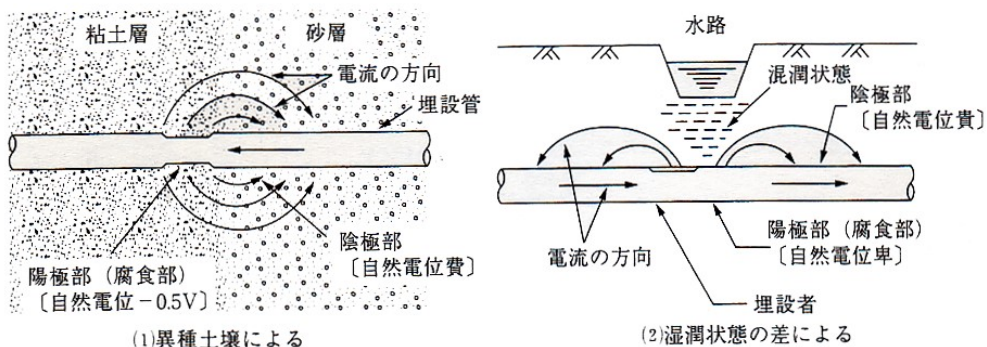
コンクリート／土壌系による浸食



③ 通気差侵食

空気の通りやすい土壌と、通りにくい土壌とにまたがって配管されている場合、環境の違いによる腐食電池が形成され電位の低い方が侵食する。通気差侵食には、このほか埋設深さの差、湿潤状態の差、地表の遮断物による通気差に起因するもの等がある。

通気差による浸食



(2) 侵食の形態

ア 全面侵食

全面が一様に表面的に侵食する形で、管の肉厚を全面的に減少させて、その寿命を短縮させる。

イ 局部侵食

侵食が局部に集中するため、漏水等の事故を発生させる。又、管の内面侵食によって発生する鉄錆のこぶは、流水断面を縮小するとともに摩擦抵抗を増大し、給水不良を招く。

(3) 侵食の起こりやすい土壌の埋設管

ア 侵食の起こりやすい土壌

- ① 酸性又はアルカリ性の工場廃液等が地下浸透している土壌
- ② 海浜地帯で地下水に多量の塩分を含む土壌
- ③ 埋立地の土壌（硫黄分を含んだ土壌、泥炭地等）

イ 侵食の防止対策

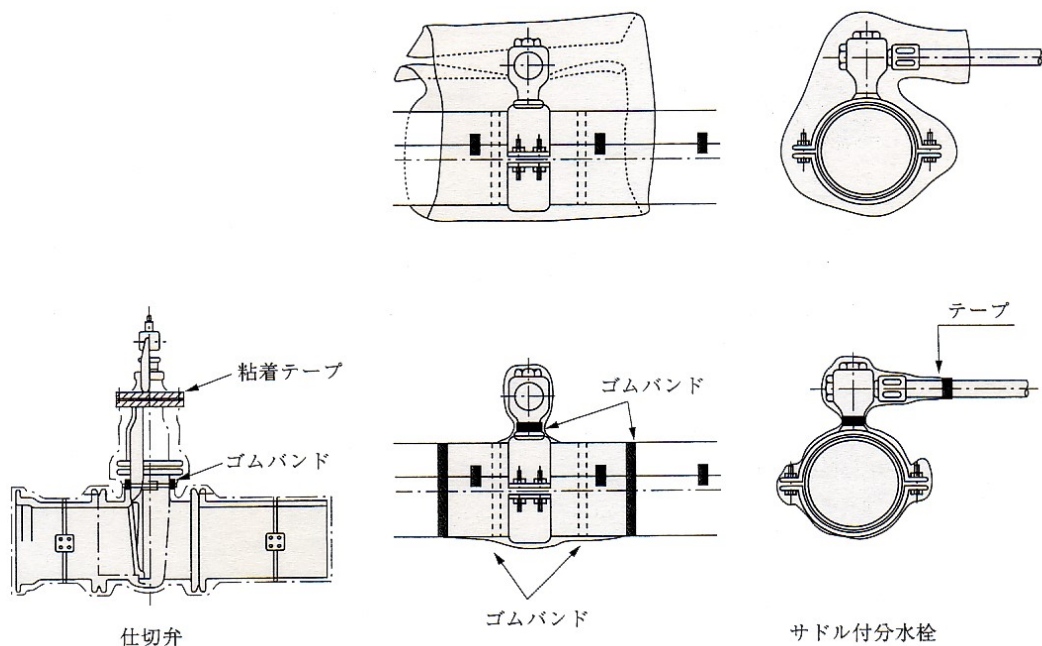
- ① 非金属管を使用する。
- ② 金属管を使用する場合は、適切な電食防止措置を講じる。

(4) 防食工

ア サドル付分水栓等給水用具の外面防食

ポリエチレンシートを使用してサドル付分水栓等全体を覆うようにして包み込み粘着テープ等で確実に密着及び固定し、侵食の防止を図る方法である。

サドル付分水栓等の外面防食

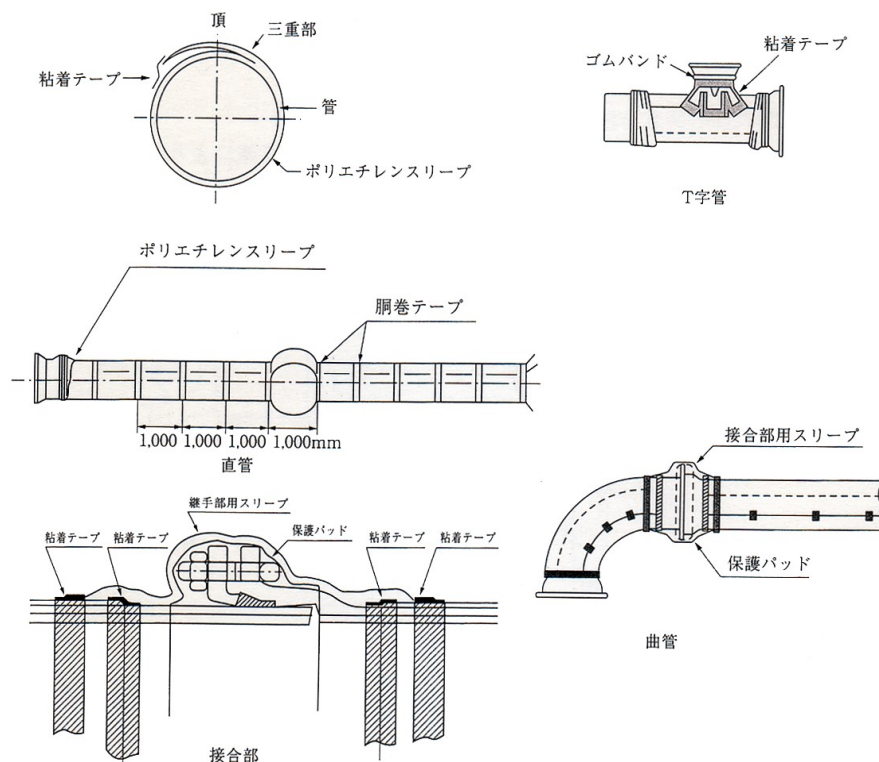


イ 管外面の防食工

① ポリエチレンスリーブによる被覆

管の外面をポリエチレンスリーブで被覆し粘着テープ等で確実に密着及び固定し、侵食の防止を図る方法である。

ポリエチレンスリーブによる被覆



- ・ スリーブの折り曲げは、管頂に重ね部分（三重部）がくるようにし、土砂の埋め戻し時に継手の形状に無理なく密着するよう施行する。
- ・ 管継手部の凹凸にスリーブがなじむように十分なたるみを持たせ、埋め戻し時に継手の形状に無理なく密着するよう施行する。
- ・ 管軸方向のスリーブのつなぎ部分は、確実に重ねあわせる。

② 防食テープ巻きによる方法

金属管に、防食テープ・粘着テープ等を巻き付け侵食の防止を図る方法である。

施行は、管外面の清掃をし、継手部との段差をマスチック（下地処理）で埋めた後、プライマーを塗布する。さらに、防食テープを管軸に直角に1回巻き、次にテープの幅 1/2 以上を重ね、螺旋状に反対側まで巻く。そこで直角に1回巻き続けて同じ要領で巻きながら、巻き始めの位置まで戻る、そして最後に直角に1回巻いて完了する。

③ 防食塗料の塗布

地上配管で鋼管等の金属管を使用し配管する場合は、管外面に防食塗料を塗布する。施行方法は、上記②と同様プライマー塗布をし、防食塗料（防錆材等）を2回以上塗布する。

④ 外面被覆管の使用

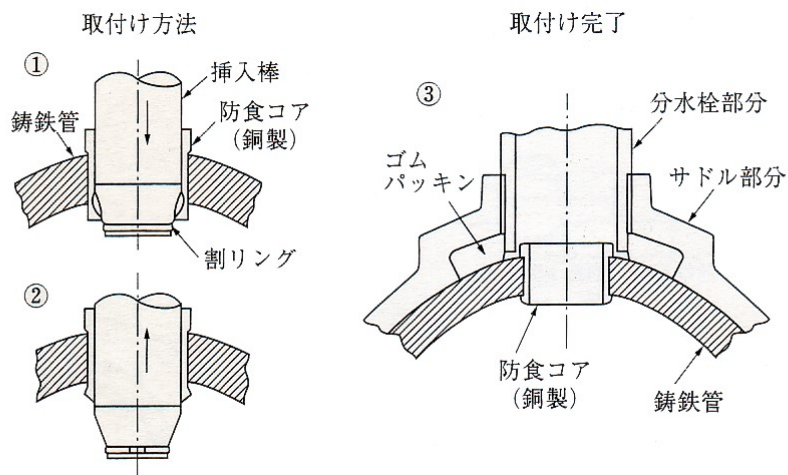
金属管の外面に被覆を施した管を使用する。(例：外面硬質塩化ビニル被覆の硬質塩化ビニルライニング鋼管、外面ポリエチレン被覆のポリエチレン粉体ライニング鋼管)

ウ 管内面の防食工

管の内面の防食方法は次による。

- ① 鋳鉄管及び鋼管からの取り出しでサドル付分水栓等により分岐、穿孔した通水口には、防食コアを挿入する等適切な防錆措置を施す。

管の内面の防食



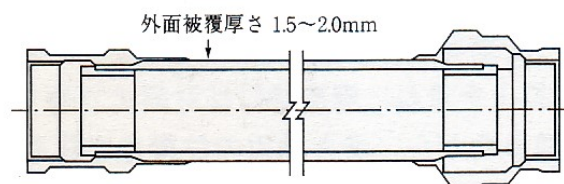
- ② 鋳鉄管の切管については、切口面にダクタイル管補修用塗料を塗装する。
③ 鋼管継手部の防食継手部には、管端防食継手を使用する。
④ 内面ライニング管を使用する。

エ 電食防止措置

① 電氣的絶縁物による管の被覆

アスファルト系又はコールタール系等の塗覆装で、管の外周を完全に被覆して、漏えい電流の流出入を防ぐ方法。

電氣的絶縁物による管の被覆



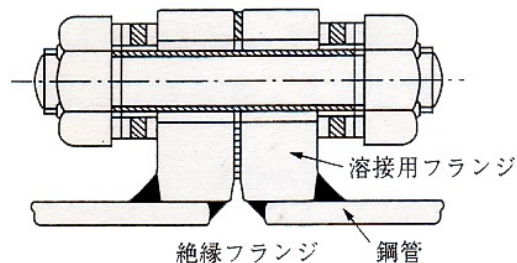
② 絶縁物による遮へい

軌条と管との間にアスファルトコンクリート板又はその他の絶縁物を介在させ、軌条からの漏えい電流の通路を遮へいし、漏えい電流入を防ぐ方法。

③ 絶縁接続法

管路に電氣的絶縁継手を挿入して、管の電氣的抵抗を大きくし、管に流出入する漏えい電流を減少させる方法。

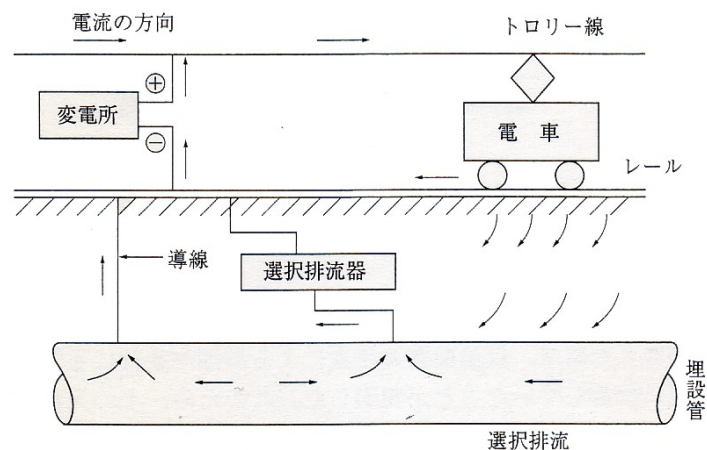
電氣的絶縁継手



④ 選択排流法（直接排流法）

管と軌条とを、低抵抗の導線で電氣的に接続し、その間に選択排流器を挿入して、管を流れる電流が直接大地に流出するのを防ぎ、これを一括して軌条等に帰流させる方法。

選択排流法



⑤ 外部電源法

管と陽極設置体との間に直流電源を設け、電源→排流線→陽極設置体→大地→管→排流線→電源となる電気回路を形成し、管より流出する電流を打ち消す流入電流を作って、電食を防止する方法。

⑥ 低電位金属体の接続埋設法

管に直接又は絶縁導線をもって、低い標準単極電位を有する金属（亜鉛・マグネシウム・アルミニウム等）を接続して、両者間の固有電位差を利用し、連続して管に大地を通じて外部から電流を供給する一種の外部電源法。

オ その他の防食工

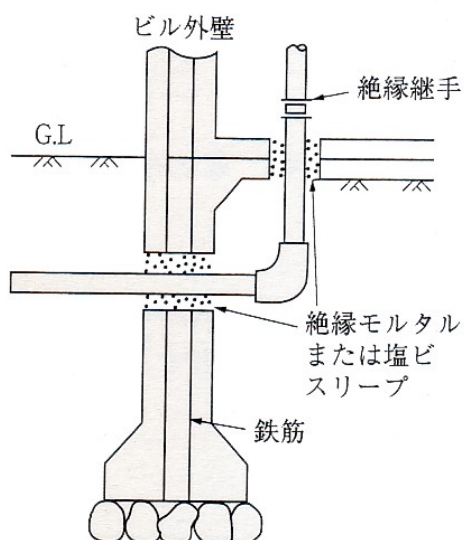
① 異種金属管との接続

異種金属管との接続には、異種金属管用絶縁継手等を使用し侵食を防止する。

② 金属管と他の構造物と接触するおそれのある場合

他の構造物等を貫通する場合は、ポリエチレンスリーブ、防食テープ等を使用し管が直接構造物（コンクリート・鉄筋等）に接触しないよう施行する。

建物に入る配管の絶縁概要図



3・2 逆止弁について

逆止弁は、設置箇所により、水平取り付けのみのもの（リフト式逆止弁）、水平及び立て取り付け可能なもの（スイング式逆止弁、ばね式逆止弁等）があり、構造的に損失水頭が大きいものもあることから、適切なものを選定し設置する。

（１） ばね式逆止弁

弁体をばねによって弁座に押しつけ、逆止機能を高めた構造である。

ばね式逆止弁は、使用されている逆止弁の大部分を占めており、単体での使用及び器具の内部に組み込んでの使用等、広範囲に多用されている。

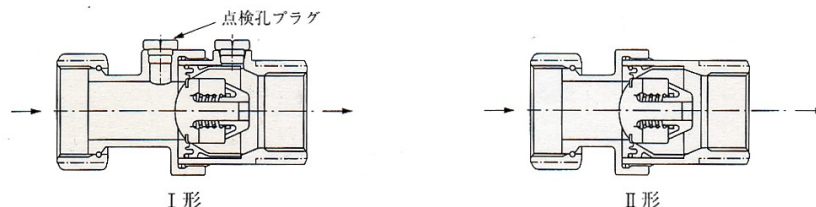
種類として、単式逆止弁、複式逆止弁、二重式逆流防止機、中間室大気開放式逆流防止器等がある。特に減圧式逆流防止器は損失水頭が非常に大きい、逆流防止に対する信頼性が高く、直結加圧形ポンプユニット等に用いられている。しかし、構造が複雑であり、機能を良好な状態に確保するための管理が必要である。なお、通気口は完全に管理され、汚染物が内部に絶対入らないようにしなければならない。

① 単式逆流防止弁（JWWA B 129）

1 個の弁体をばねによって弁座に押しつける構造のもので給水管に取り付けて使用する。単式逆流防止弁にはⅠ形とⅡ形がある。Ⅰ形は逆流防止性能の維持状態を確認できる点検孔を備え、Ⅱ形は点検孔のないものである。

給水管との接続は、ユニオン・平行おねじ形、ユニオン・テーパめねじ形、両テーパめねじ形がある。

単式逆流防止弁

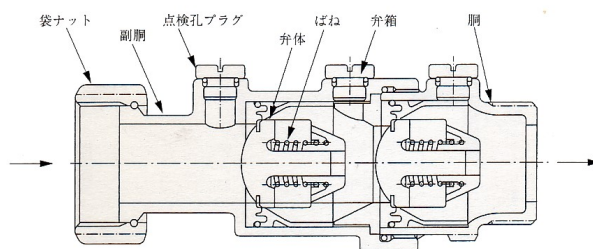


② 複式逆流防止弁（JWWA B 129）

個々に独立して作動する二つの逆流防止弁が組み込まれ、その主体は、それぞればねによって弁座に押しつけられているので、二重の安全構造となっているもの。型式はⅠ形のみである。

給水管との接続部は、ユニオン・平行おねじ形、ユニオン・テーパめねじ形、両テーパめねじ形がある。

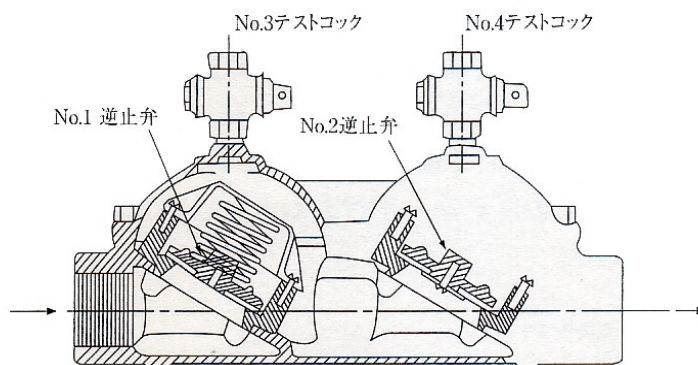
複式逆流防止弁



③ 二重式逆流防止器

複式逆流防止弁と同じ構造であるが、各逆流防止弁のテストコックによる性能チェック及び作動不良時の逆流防止弁の交換が、配管に取り付けたままできる構造である。

二重式逆流防止器



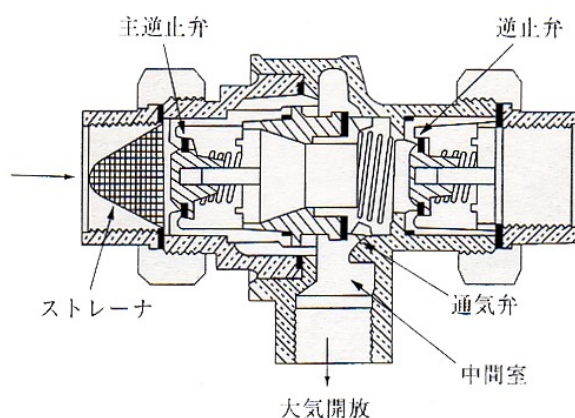
④ 中間室大気開放式逆流防止器

独立して作動する二つの逆止弁があり、その中間には、大気開放される中間室及び通気弁が設けられている構造である。

加圧停水状態では二つの逆止弁及び通気弁がともに閉止している。流入側水圧が流出側水圧を上回るとばねが押され、二つの逆止弁が開き通水状態となる。この状態では、中間室の通気弁はそのまま閉止する。逆サイホン作用が生じると二つの逆止弁は閉止し、通気弁が開となり、中間室は大気開放となるため、バキュームブレーカーとなる。この状態では、逆止弁からの仮に漏れ等が発生しても、水は中間室を通じ通気弁から外部に排水され、流入側に水が漏れる（逆流）ことはない。

特に、負圧時においては、逆流を遮断するだけでなく、中間室に空気が流入することにより、管路の一部が大気開放される構造になっていることが大きな特徴といえる。しかし、通気口は完全に管理し、また、汚染物が内部に絶対入らないようにしなければならない。

中間室大気開放式逆流防止器

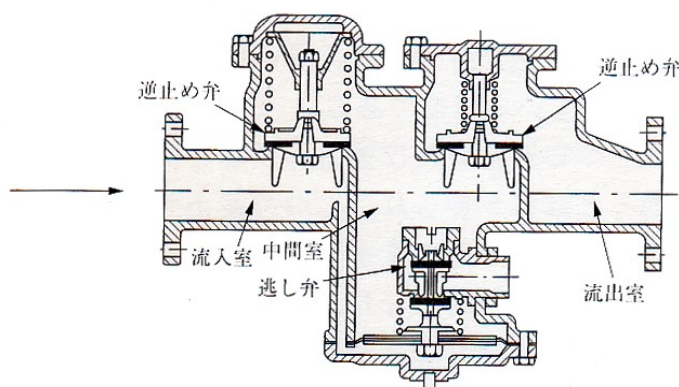


⑤ 減圧式逆流防止器 (JWWA B 134)

独立して働く第1逆止弁(ばねの力で通常「閉」)と第2逆止弁(ばねの力で通常は「閉」)及び漏れ水を自動的に排水する逃がし弁をもつ中間室を組み合わせた構造である。

また、逆流防止だけでなく、逆流圧力が一時側圧力より高くなるような場合は、ダイヤフラムの働きで逃し弁が開き、中間室内の設定圧力に低下するまで排水される。なお第1、第2の両逆止弁が故障しても、逆流防止ができる構造になっている。

減圧式逆流防止器



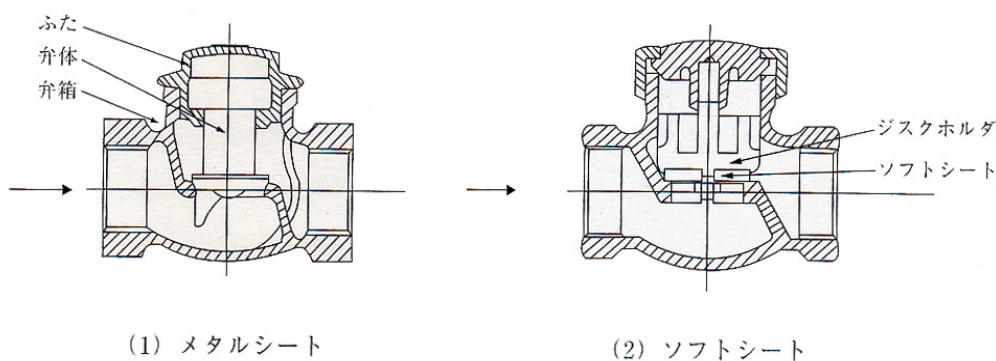
注 流入室・中間室・流出室の3室には、機能をテストするコックがそれぞれ設けられている。

(2) リフト式逆止弁 (JIS B 2011)

リフト式逆止弁は、損失水頭が比較的大きいことや水平に設置しなければならないという制約を受けるが、故障等を生じる割合が少ないので湯沸器の上流側に設置する逆止弁として用いられる。

弁体が弁箱又は蓋に設けられたガイドによって弁座に対し垂直に作動し、弁体の自重で閉止の位置に戻る構造である。また、弁部にばねを組み込んだものや球体の弁体のものもある。

リフト式逆止弁



(1) メタルシート

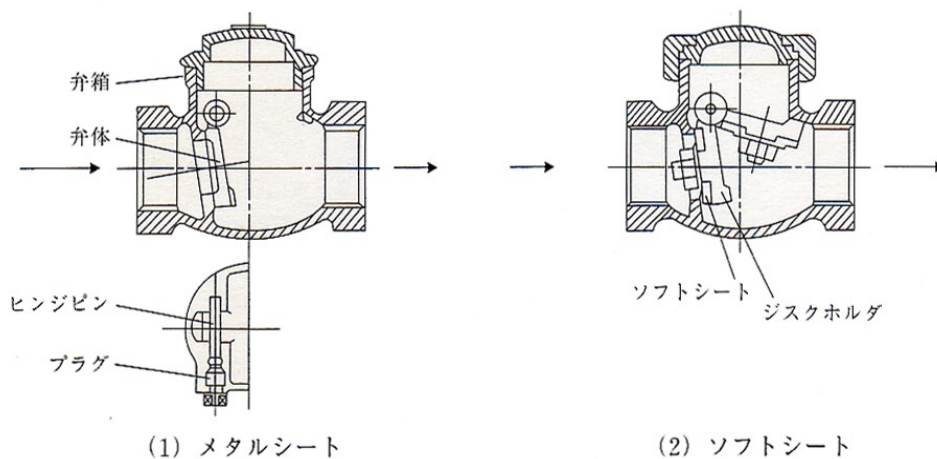
(2) ソフトシート

(3) スイング式逆止弁 (JIS B 2011)

スイング式逆止弁は、リフト式に比べ損失水頭が小さく、立て方向の取り付けが可能であることから使用範囲が広い。しかし、長期間使用するとスケール等による機能低下、及び水撃圧等による異常音の発生がある。

弁体がヒンジピンを支点として自重で弁座面に圧着し、通水時に弁体が押し開かれ、逆圧によって自動的に閉止する構造である。

スイング逆止弁

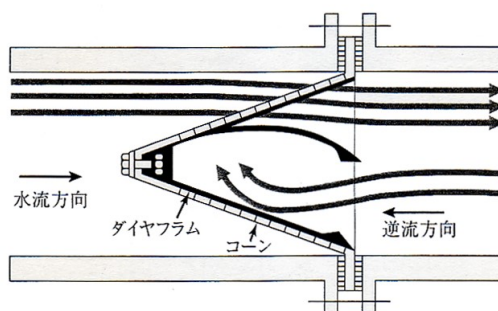


(4) ダイヤフラム逆止弁

ダイヤフラム逆止弁は、逆流防止を目的として使用される他、給水装置に生じる水撃作用や給水栓の異常音等の緩和に有効な給水用具として用いられる。

通水時はダイヤフラムがコーンの内側にまくれ、逆流時にはダイヤフラムがコーンに密着し水の流れを防止する構造のものである。

ダイヤフラム逆止弁



3・3 吐水口空間について

吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

- (1) 吐水口空間とは給水装置の吐水口の最下端から越流面までの垂直距離及び近接壁から吐水口の中心までの水平距離をいう。
- (2) 越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。また、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心をいう。
- (3) ボールタップの吐水口の切込み部分の断面積（バルブレバーの断面積を除く。）がシート断面積より大きい場合には、切込み部分の上端を吐水口の位置とする。
- (4) 確保すべき吐水口空間としては、
 - ① 呼び径が 25 mm 以下のものは、「構造・材質基準に係る事項」の規定の吐水口空間による。
 - ② 呼び径が 25 mm を超える場合は、「構造・材質基準に係る事項」の規定の吐水口空間による。
 - ③ 呼び径が 25 mm を超える場合の吐水口空間（参考）
 d' の 0.7 倍とした場合（小数点以下切り上げ）

種別			越流面の中心から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位：mm 以上					
			壁との離れ B		3 0	4 0	5 0	7 5
			呼び径 (mm)	3 0	4 0	5 0	7 5	1 0 0
近接壁の影響が無い場合			4 1	5 3	6 5	9 5	1 2 4	
近接壁の影響がある場合	近接壁 1 面の 場合	3 d 以下	6 3	8 4	1 0 5	1 5 8	2 1 0	
		3 d を超え 5 d 以下	4 7	6 1	7 5	1 1 0	1 4 5	
		5 d を超えるもの	4 1	5 3	6 5	9 5	1 2 4	
	近接壁 2 面の 場合	4 d 以下	7 4	9 8	1 2 3	1 8 4	2 4 5	
		4 d を超え 6 d 以下	6 3	8 4	1 0 5	1 5 8	2 1 0	
		6 d を超え 7 d 以下	4 7	6 1	7 5	1 1 0	1 4 5	
		7 d をこえるもの	4 1	5 3	6 5	9 5	1 2 4	

d : 吐水口の内径 (mm) d' : 有効開口の内径 (mm)

3・4 凍結防止について

(1) 防寒措置

施工箇所	保温の種類
屋内露出 (一般及び中央機械室)	1. ポリエチレンフォーム保温筒 2. 粘着テープ 3. 原紙 4. 綿布
屋内露出 (各階機械室、書庫、倉庫等)	1. ポリエチレンフォーム保温筒 2. 粘着テープ 3. 原紙 4. アルミガラスクロス
床下及び暗渠内 (トレンチ、ピット内を含む)	1. ポリエチレンフォーム保温筒 2. 粘着テープ 3. アスファルトルーフィング 4. 防水麻布 5. 鉄線 6. アスファルトプライマー (2回塗り)
屋内露出 (バルコニ、開放廊下を含む) 浴室、厨房等の多湿箇所 (天井内を含む)	1. ポリエチレンフォーム保温筒 2. 粘着テープ 3. アスファルトルーフィング 4. 鉄線 5. ステンレス鋼板

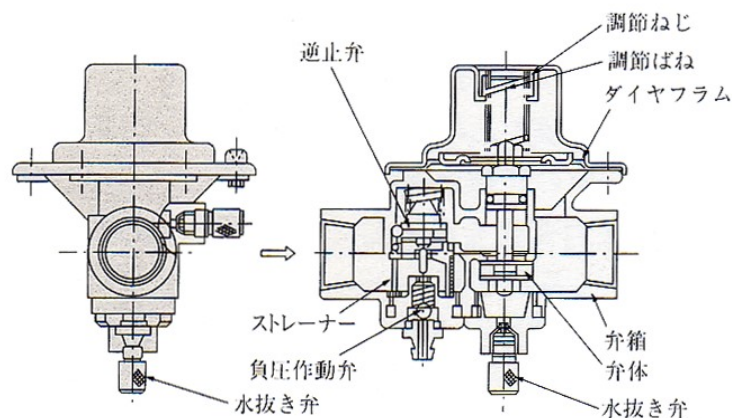
(2) 防露工

施工箇所	保温の種類 施工例
屋内露出 (一般及び中央機械室)	1. ロックウール保温筒 2. 鉄線 3. ポリエチレンフィルム 4. アスファルトフェルト 5. 原紙 6. 綿布
屋内露出 (各階機械室、書庫、倉庫等)	1. ロックウール保温筒 2. 鉄線 3. ポリエチレンフィルム 4. アスファルトフェルト 5. 原紙 6. アルミガラスクロス

3・5 減圧弁及び定流量弁について

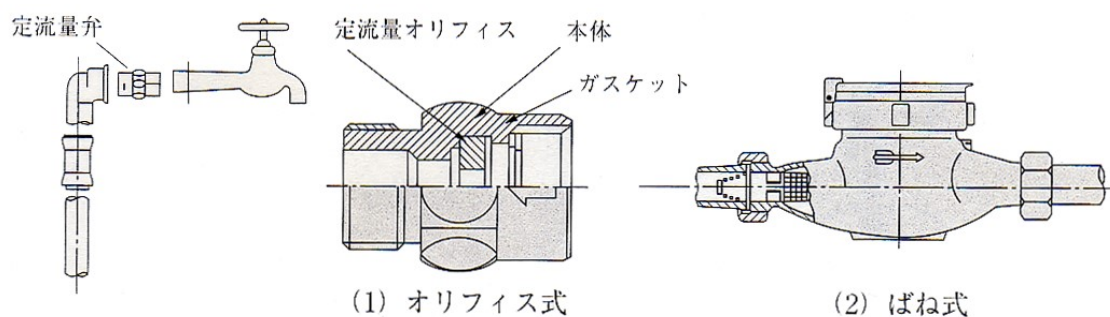
減圧弁は、調節ばね、ダイヤフラム、弁体等の圧力調整機構によって、一次側の圧力が変動しても、二次側を一次側より低い圧力に保持する給水用具である。

減圧弁



また定流量弁は、ばね、オリフィス、ニードル式等による流量調整機構によって、一次側の圧力にかかわらず流量が一定になるよう調整する給水用具である。

定流量弁



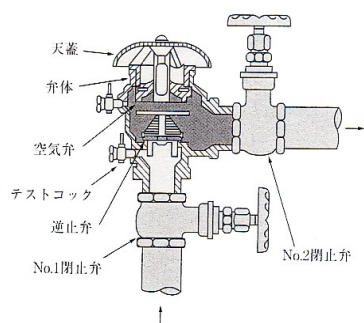
3・6 バキュームブレーカについて

給水管内に負圧が生じたとき、サイホン作用により水が逆流し一次側の水が汚染されるおそれがある。バキュームブレーカは、このような負圧が起こる部分に自動的に空気を取り入れ負圧を破壊する機能を持つ給水用具である。

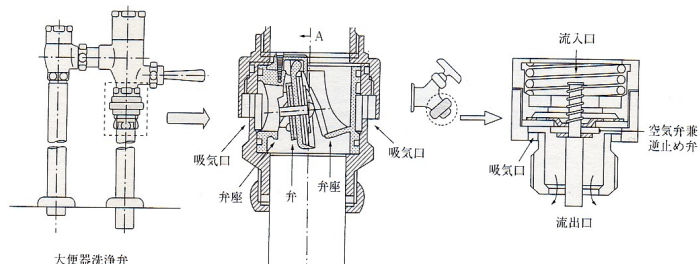
(1) バキュームブレーカの種類

バキュームブレーカには、次のとおり圧力式及び大気圧式の2種類がある。

圧力式バキュームブレーカ



大気圧式バキュームブレーカ



(2) 負圧を生じるおそれのあるもの

ア 洗浄弁等

大便器用洗浄弁を直結して使用する場合、便器が閉塞し、汚水が便器の洗浄孔以上に溜まり、給水管内に負圧が生じ、便器内の汚水が逆流するおそれがある。

イ ホースを接続使用する水栓等

機能上又は使用方法により逆流の生じるおそれがある給水用具には、ビデ、ハンドシャワー付水栓（バキュームブレーカ付きのものを除く）、ホースを接続して使用するカップリング付水栓、散水栓等がある。特に水栓にホースを接続して使う洗車、池、プールへの給水等は、ホースの使用方法によって給水管内に負圧が生じ、使用済みの水、洗剤等が逆流するおそれがある。

対策として、アについてはバキュームブレーカ付のものを使用することとし、イについては適切な箇所にバキュームブレーカを設置して逆流を防止すること。

(3) 設置場所

圧力式は最終の止水機構の上流側（常時圧力のかかる配管部分）に、大気圧式は最終の止水機構の下流側（常時圧力のかからない配管部分）とし、水受け容器の越流面から 150mm 以上高い位置に取り付ける。

参考資料 4

S 50 形ダクタイル鋳鉄管の配管について

S50 形ダクタイル鑄鉄管の配管について

1 総則

S50形ダクタイル鋳鉄管（以下「S50形」という。）の配管にあたっては、本基準の他、「配水工事設計基準」及び「水道工事標準仕様書」に従い、適切に設計並びに配管を行うこと。

2 配管の資格等

- (1) S50形の接合作業に従事する作業者（以下、「接合作業者」という。）は、「水道工事標準仕様書」に定める耐震管接合作業者の資格を有する者とする。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、接合作業者に施工前に材料メーカーの技術指導を受けさせ、適正な施工と品質の確保に努めること。ただし、これまでに施工実績がある場合は省略することができる。

3 管路設計

3・1 排水設備の設置

排水設備は、原則不要とする。ただし、布設延長が長くなる等の場合は、営業所と協議すること。

3・2 管連絡工

管連絡工は、原則として不断水式取出として、フランジレス割T字管を使用する。また、鋳鉄管を除く既設管（φ50mm以下）との連絡は、営業所と協議すること。

3 · 3 配管例

S50形における配管例を次に示す。

図 1 配管例 (DP0.7)

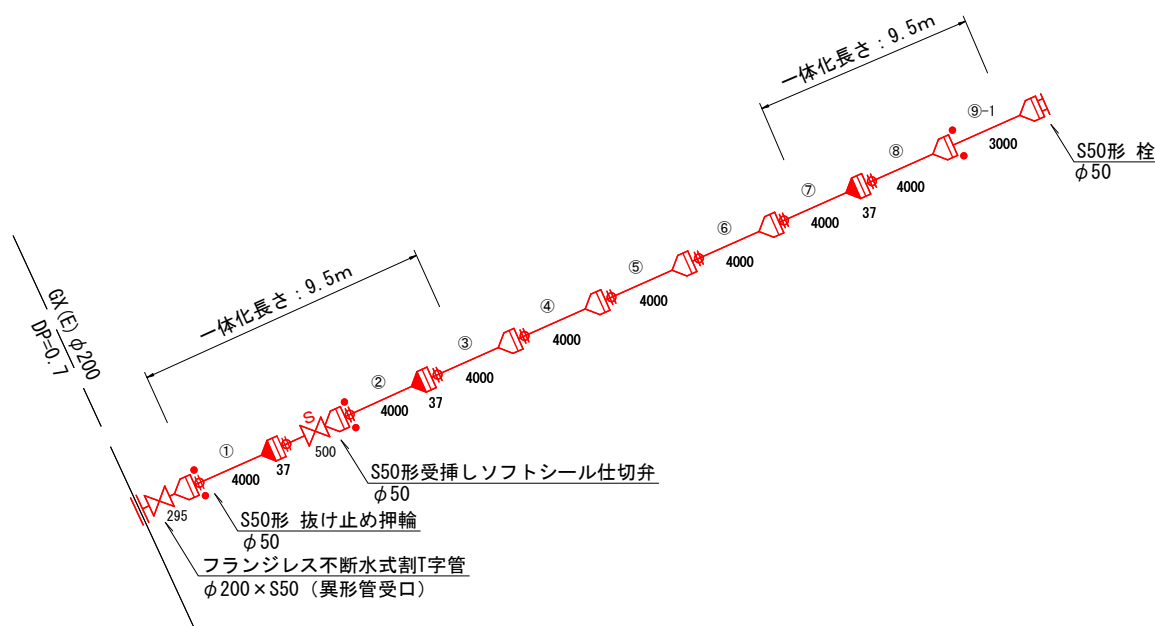
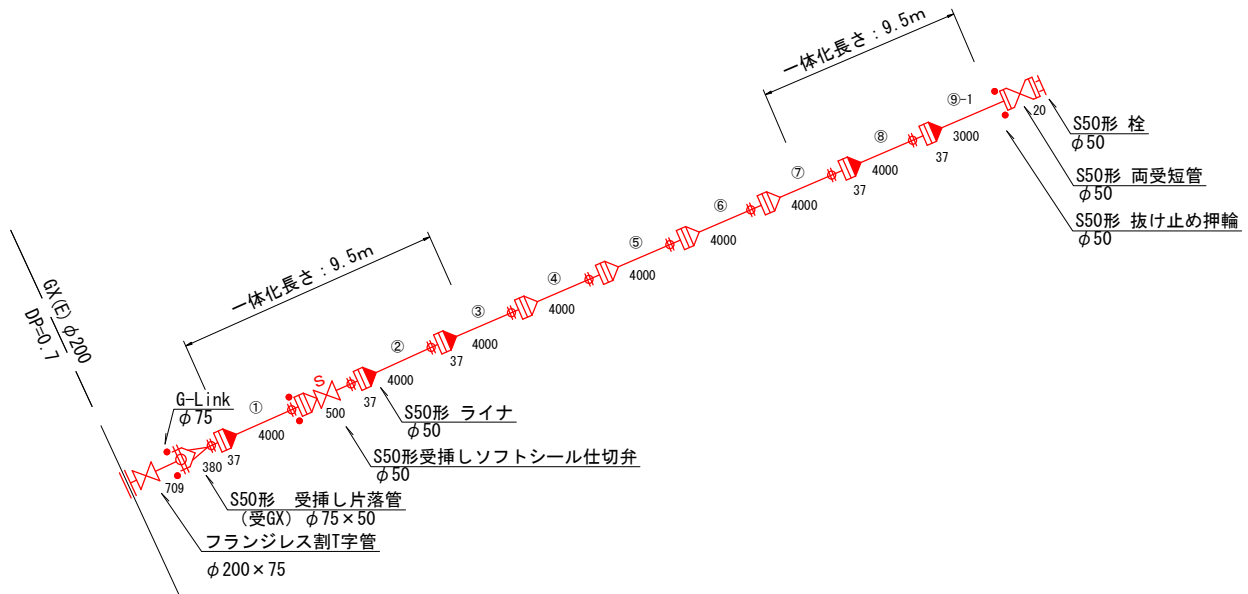


図2 配管例（口径 75mm から S 50 形を配管）



4 材料検査

材料検査は、工事着手前に営業所の立会いにより行うこと。ただし、規格品の適合、数量等が納品書並びに写真により確認できる場合は、立会いを省略することができる。

5 管路水圧試験

管路水圧試験は、充水完了後に仕切弁を全閉し、現地水圧により 15 分間の水圧試験を行い、漏水による圧力低下がないことを確認すること。なお、排水設備を設けない場合は、試験のため 1 箇所の分岐を認める。この場合、より管末に近い取出し箇所を選定すること。

試験結果は、写真により管理するものとし、次に掲げる項目について、試験後速やかに営業所の確認を受けること。

- (1) 試験年月日
- (2) 開始及び終了時刻（時分）
- (3) 試験水圧
- (4) 15 分後の水圧
- (5) 水圧試験実施箇所

6 その他

- (1) S 50 形の接合については、日本ダクトイル鉄管協会が発行する「S 50 形ダクトイル鉄管接合要領書」(JDPA W 18)に基づくものとする。
- (2) 水管橋、橋梁添架等で布設する場合は、営業所と協議しステンレス鋼鋼管を使用することができる。
- (3) その他、必要に応じて営業所と協議すること。

参考資料 5

仕様書関係

5・1 オフセット作成仕様書

1 総則

給水装置工事において、道路に管を布設する場合、公道、私道問わず次のとおりオフセットを図面に記入すること。

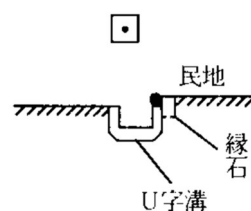
口径別オフセット記入事項一覧表

記入事項 \ 口径	20、25mm	50mm	75mm 以上 (S50 形含む)
本管からの取出し位置	○	○	○
宅内引込位置	○	○	○
土被り（新設管及び既設管）	○	○	○
弁類（埋設用青銅仕切弁）		○	
弁類（仕切弁、空気弁）			○
配水管の管屈折部、管径等の変化点			○
管末			○

※複数の口径を同時に施工した場合は、各口径の記入事項による。

2 オフセット記入要領

- (1) 記入時期は、検査申込時までとする。
- (2) 設計図に記入する。
- (3) オフセット及び土被りの数値の単位は、m表示で5cm単位（2捨3入、7捨8入）とする。
- (4) 配水管についての管屈折部は、 $11^{\circ} 1/4$ 以下（合計）の曲管はオフセットの記入を省略できる。
- (5) 図面は原則、北を上を作成する。
- (6) オフセットの測定は原則として3方向3点とし、永久性の高い地物を測点とする。測点が永久性の低いものしかない場合には、できるだけ多くの測点から測る。
- (7) 永久性の高い地物の順位は次のとおりとする。
 - ア 境界標（公設、私設）、境界線（構造物縁石、側溝）
 - イ 橋梁（新しい橋梁、古い堅固な橋、木橋）
 - ウ 水道施設（仕切弁、消火栓）
- (8) オフセット図の記入方法は、次のとおりとする。
 - ア 境界標の基準点は、境界標の中心とする。
 - イ 縁石の場合は、縁石の道路側よりとする。
 - ウ 側溝の場合は、側溝の天端外側（民地側）とする。
 - エ 橋梁の場合は、親柱の最短距離側の角とする。
 - オ マンホール等の場合は、丸形、角形とも蓋の中心とする。



基準点の例

仕 仕	仕切弁マンホール	空 空	空気弁マンホール
消 消	消火栓マンホール		コンクリート ブロック 塀
	石 垣		側 溝
	境 界 標		

5・2 防食テープ巻付工仕様書

第1章 総則

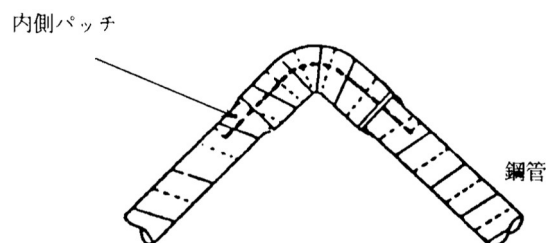
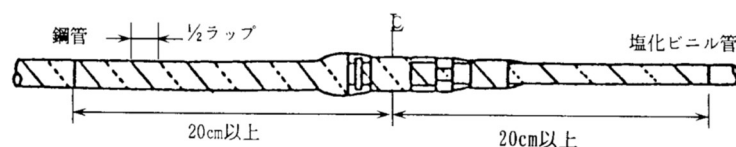
給水装置工事において、土壌腐食等により管が腐食するのを防止するために、管に防食テープを巻く工事に適用する。

第2章 防食テープの材質及び寸法

- 1 防食テープは、幅が 50mm のものを標準とし、種類は次のものとする。
 - (1) ベースの材質がポリ塩化ビニル (PVC) 又はポリエチレン (PE) で、合成ゴム系の粘着剤を使用している感圧式のものとしテープの厚さは 0.4mm とする。
 - (2) ベースの材質がポリエチレン (PE) でプルチルゴム系の粘着剤を使用している自己融着式のものとし、テープの厚さは 0.4mm とする。
- 2 防食テープは別表の規格および特性を満たさねばならない。

第3章 施工

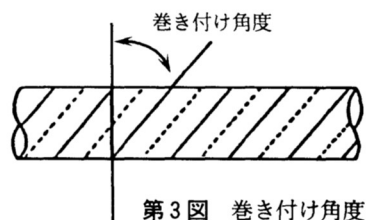
- 1 防食テープの巻き付け工対象は、防食処理鋼管（外面被覆鋼管）の全埋設延長又は口径 50 mm 以下のステンレス鋼管と既設管との接続部とする。
- 2 重ね幅（ラップ）はテープ幅の半分を標準とし、巻き数は1回とする。
- 3 すでにテープを巻き付けた管を、現場に持参して据え付ける場合、接合部には接合管の管種にかかわらず防食テープを巻き付ける。その長さは接合部の前後 20cm 以上とする。
- 4 現場で巻き付けを行う場合、接合部には接続管の管種にかかわらず防食テープを巻き付ける。その長さは接合部の前後 20cm 以上とする。
- 5 ベンド部においては、内側にパッチを行ったうえで防食テープを巻き付けること。



6 施工順序

- (1) 管の表面の油や異物をウエス等で除去し表面を乾燥した状態にする。
- (2) ラップに留意しテンションをかけて巻き付ける。テンションは普通、テープをテープ芯から剥すときの力でよい。
- (3) 幅 50mm のテープをラップ 2 分の 1 で巻き付ける場合の管断面方向の巻き付け角度は、次のとおりである。

口 径	巻き付け角度
20 mm	30°
25 mm	25°
40 mm	18°
50 mm	15°



- (4) 巻き終りは、テンションをかけない 2～3 回の重ね巻きとする。
- (5) 巻き付けた後は、完全に圧着させるため手で押さえつけること。

第4章 その他

- 1 一度巻き解いた防食テープは再度使用しないこと。
- 2 テープは直射日光や熱により性能が低下するため、冷暗所に保存すること。
- 3 あらかじめ管にテープを巻き付けておく場合、テープを巻き付けた管は使用するまで屋内に保存すること。

(別表)

No.	項 目	単 位	防食テープ	防食テープ	防食テープ	摘 要
1	ベース材質		ポリ塩化ビニル	ポリエチレン	ポリエチレン	
2	テープ厚さ	mm	0.4	0.4	0.4	
3	色		群青色	群青色	群青色	
4	粘着剤材質		合成ゴム系	合成ゴム系	ブチルゴム系	
5	粘着形式		感圧式	感圧式	自己融着式	
6	引張強さ (常態)	kg／幅 25 mm	5.0	5.0	5.0	JIS Z- 1901
7	〃 (温水浸漬)	〃	5.0	5.0	5.0	〃
8	伸び (常態)	%	125	200	400	〃
9	〃 (温水浸漬)	〃	125	200	400	〃
10	対試験板粘着力 (常態)	kg／幅 25 mm	0.4	0.4	0.4	〃
11	〃 (温水浸漬)	〃	0.3	0.3	0.3	〃
12	対自己背面粘着力 (常態)	〃	0.4	0.4	0.4	〃
13	〃 (温水浸漬)	〃	0.3	0.3	0.3	〃
14	絶縁抵抗	MΩ	10 ²	10 ³	10 ⁵	〃
15	pH 変化		±1.0	±1.0	±1.0	〃
16	耐熱性		異常なきこと	異常なきこと	異常なきこと	〃
17	耐寒性		〃	〃	〃	〃
18	体積抵抗率	Ω cm	10 ¹³	10 ¹³	10 ¹³	JIS C- 2336
19	絶縁破壊電圧	kV／mm	10	10	10	JIS C- 2110
20	耐薬品性 (酸) (注)		良好なこと	良好なこと	良好なこと	ASTM D- 543
21	〃 (アルカリ) (注)		〃	〃	〃	

(注) 耐薬品性は、ANSI／ASTM D-543 に基づいて調整した 10%塩酸 (HCl) と 10%水酸化ナトリウム (NaOH) に、それぞれの液に、1500 時間浸漬した防食テープの引張強さと伸び試験により判定する。良好なこととは、引張強さと伸びにおいて当初の値の 80%以上が保証されていることをいう。

5・3 不断水式割T字管施工仕様書

1 管の清掃

管に付着した土砂や、その他の異物をきれいに清掃する。

2 割T字管の取付け

T字管を分解し、管の所定位置にセットする。締付けボルト・ナットは、片締めにならないよう注意し、T字管各片の合わせ目の隙間が平均になるように締付ける。また締付け後位置の移動をする場合は、ボルトの締付けをゆるめ移動することなく、分解してからやりなおすこと。

締付トルクは $800\text{kg} \cdot \text{cm} \sim 1,000\text{kg} \cdot \text{cm}$ を標準とする。

3 ゴムの締め具合

ゴムパッキンが丸く膨れあがるまで十分に締付ける。

4 補助バルブの取付け（フランジ型）

T字管の分岐管内にOリングを1本入れ、次に残りの1本をバルブの挿口に通す。次に頭角ボルトの頭部を、本体T字の所定位置に納め、バルブの取付フランジ孔を合せて締付けること。

締付トルクは $500\text{kg} \cdot \text{cm} \sim 800\text{kg} \cdot \text{cm}$ とする。

5 水圧テスト

バルブの吐出口側フランジにフランジ蓋を取付け、水圧テストを行い、各部からの漏洩等異状がなければ、フランジを外して排水する。

試験水圧は、 $0.75\text{MPa} \sim 1.0\text{MPa}$ を標準とする。水圧試験後、漏水していないことを確認し、穿孔すること。

6 穿 孔

バルブのフランジ穿孔ドリルを取付け、本管に分岐穿孔をする。穿孔後は切りくず等を出すため十分ドレーンをする。

7 穿孔状況の確認

穿孔完了後、穿孔片の確認できる写真を撮影し、完成検査時に必ず提出すること。

5・4 フランジ接合部におけるボルトナットの材質及び構造に係る仕様書

材質

- ・SUS304 とする。

構造

- ・ナットについてはハードロックナット、Uナット等と同等の緩み防止性能を有するものとする。

施工に関する事項

- (1) 締付けの際には焼きつきに注意すること。
- (2) 締付けトルクについては、仕様する製品ごとのトルク値を使用することとするが、「水道工事標準仕様書」で規定しているトルク値以下となる場合は「水道工事標準仕様書」の値で管理すること。
- (3) 緩み防止ナットのトルク管理値については、図面に明記すること。
(ダブルナット構造のものを使用する場合は、フランジ継手チェックシートのトルク欄を2段書きし、管理すること)
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書」第2編 1-4-7「フランジ継手の接合」によること。
- (5) 設置にあたって、疑義が生じた場合は、営業所と協議すること。

※フランジ補強金具を設置する場合、補強金具にボルトが付属している場合は補強金具のボルトを使用すること

参考資料

緩み防止ナット使用時のトルク管理値

単位 N・m

呼び径	ねじの呼び d	水道工事標準仕様書	製品名		
			ハードロックナット		Uナット
			凸ナット	凹ナット	
75～200	M16	60	60	70～100	95
250・300	M20	90	90	120～200	185
350・400	M22	120	120	150～250	250
450～600	M24	260	260	160～300	320
700～1200	M30	570	570	270～440	6440
1350～1500	M36	900	900	340～590	1110

参考資料 6

管路に設置する活水器・浄水器の取扱いについて

管路に設置する活水器・浄水器の取扱いについて

1 目 的

給水装置の管路に設置する活水器・浄水器等（以下「管路活水器等」という。）について、水質の責任分界点、管路活水器等異常時の飲料水確保、及び配水支管等への逆流防止を考慮し設置における設計・施工について必要事項を定めるものである。

[解 説]

管路活水器等の認証品（第三者認証品及び自己認証品）設置については、「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していれば可能である。しかし、不適切な施工、管理等が行われた場合、建物の給水システムのみならず、直結する配水管への影響が懸念されるため、水栓・止水栓・逆止弁の適切な設置及び必要な書類の提出を定める。

なお、磁気式等で給水装置の外側に設置し水道水に接触しないタイプの活水器については、給水用具として扱わないため、設置基準の適用外とする。

また、水道事業管理者の水質の責任分界点については、管路活水器等の上流側の止水栓までとする。このことについては、水道法逐条解説第 16 条の給水装置に直結する給水用具の取扱いで、「活水器等の給水用具を通じて給水される水質の変化について、水道事業者等の責任は免除され得る」となっていることから法の主旨に抵触しないと解する。

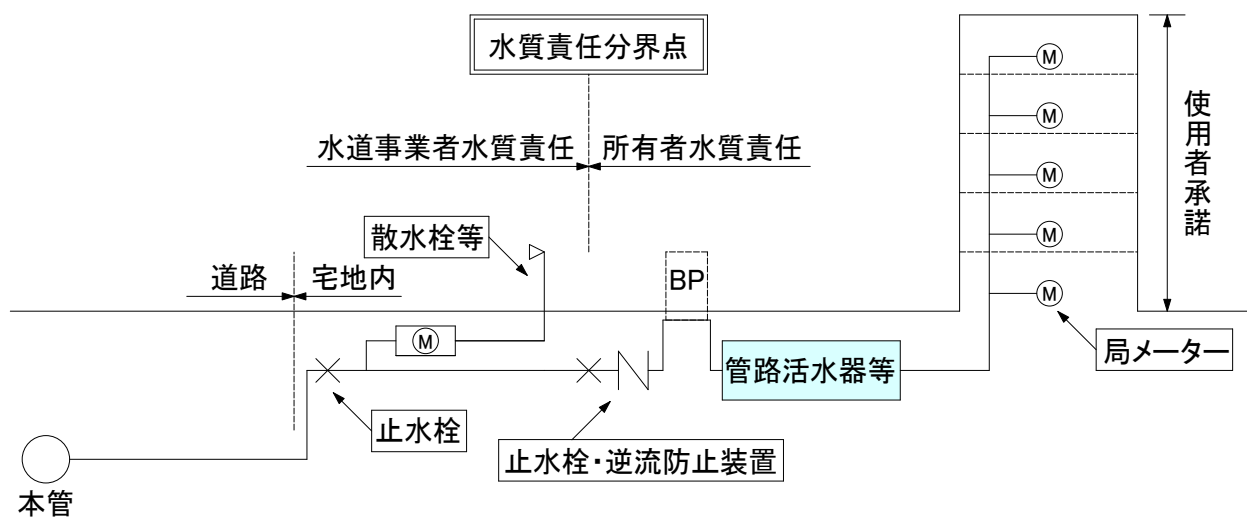
2 設置基準

- 1 親メーターの設置されていない共同住宅等において、宅地内第一止水栓下流側で各戸メーターの上流側に管路活水器等を設置する場合、次に従うこと。
 - （1）管路活水器等の上流側に止水栓を設置し、かつ逆流防止の措置が講ぜられていること。
 - （2）管路活水器等の上流側より分岐し共用メーターを設置し水栓 1 栓を設けること。なお、他の共用メーターがある場合は、兼用できるよう配慮すること。
- 2 専用住宅、事務所ビル等において、管路活水器等を設置する場合、次に従うこと。
 - （1）メーター下流側に管路活水器等を設置することとし、管路活水器等の上流側に止水栓を設置し、かつ逆流防止の措置が講ぜられていること。
 - （2）管路活水器等はメーター筐より 50 cm 以上離して設置する。
 - （3）原則として、管路活水器等の上流側に水栓 1 栓を設置する。
- 3 管路活水器等を設置する場合は、活水器メーカー等の損失水頭を考慮し水理計算を行い、「水理計算確認書」（様式－3 の 3）を提出すること。
- 4 受水槽式から直結給水へ変更する既存建物等に管路活水器等が設置されている場合は、原則として設置基準に適合するように改造すること。

[解 説]

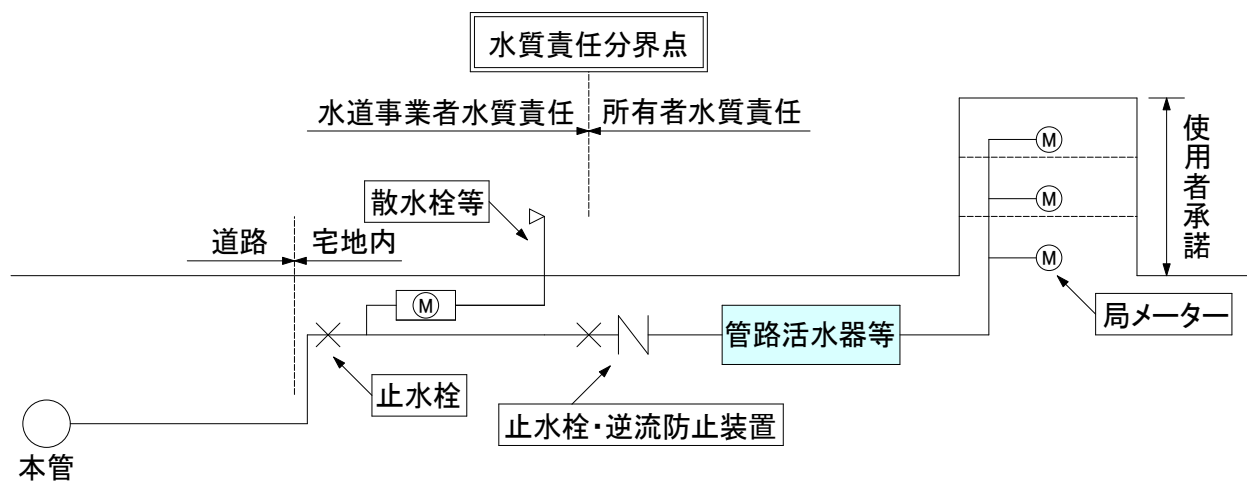
1 について；

(1) 共同住宅（直結増圧給水）の設置例

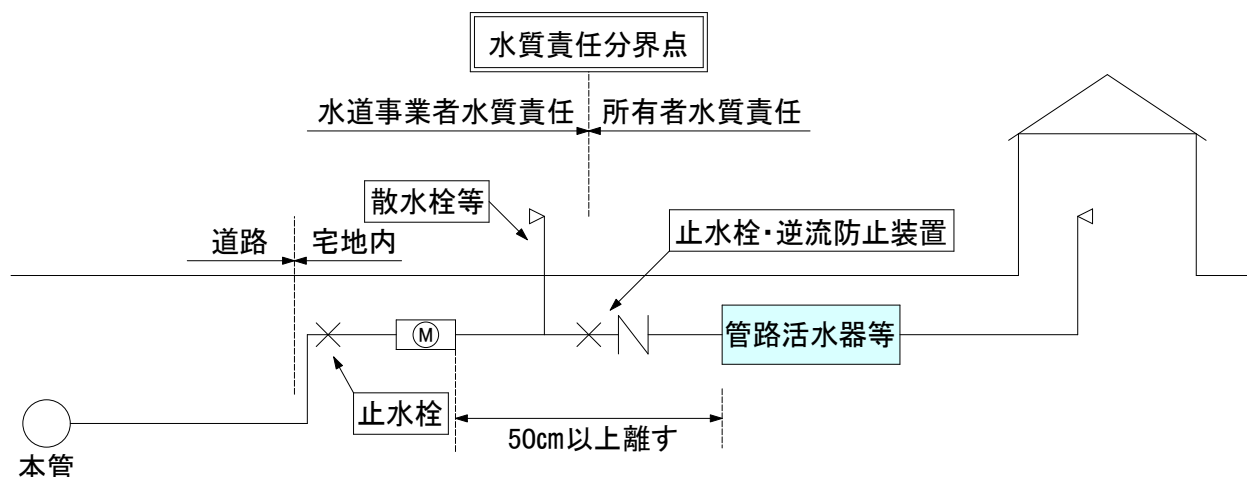


※ 直結増圧給水に活水器等を設置する場合は、増圧ポンプの下流側とし、原則として共用メーター、止水栓（バルブ）、逆止弁の設置は兼用できるものとする。

(2) 共同住宅（3階直結、直結給水）の設置例



2について； 専用住宅、事務所ビル等の設置例



※ 完了検査時及び通常の水質の検査等は、原則として管路活水器等の上流側の水栓にて行う。
また、管路活水器等の上流側の水栓は、管路活水器等の異常、メンテナンス、修理時等において、飲用水の確保に利用する。

3 維持管理

工事事業者は、工事申込者（所有者）に対して管路活水器等の維持管理について十分な説明を行い理解を求めること。

- 1 管路活水器等の維持管理責任は、工事申込者（所有者）とする。
- 2 工事申込者（所有者）が、定期点検等を怠った場合に水質に変化を与えることが考えられるため、維持管理に必要な事項を記載した「念書」を給水装置工事申込み時に提出すること。

[解 説]

1について； 水道事業者の水質管理責任は、管路活水器等の上流側とし、管路活水器等の維持管理責任及び管路活水器等の下流側の水質管理責任は、工事申込者（所有者）とする。

2について； 「念書」に必要な記載事項は次のとおりがある。

（1）管路活水器等の維持管理について

安全な水を確保するために、メンテ等を仕様に応じて行うことが望ましい。また、管路活水器等の修理等は工事申込者（所有者）の責任で行う旨を明確にする。

（2）水質の責任分界点に関する事項について

水質の責任分界点は、管路活水器等の上流側の止水栓とし、水質変化が予想される管路活水器等の下流側の水質及び設置に伴う一切の責任は、工事申込者（所有者）であることを明確にする。

（3）利害関係人からの異議申立てについて

管路活水器等を設置後、設置に関し入居者（使用者）等からの一切の苦情及び問題の対応は、工事申込者（所有者）の責任で行うことを明記する。

（4）その他、管理者が必要と判断する事項

参考資料 7

メーターユニット等に関する要領

7・1 複式メーターボックス設置要領

1 総則

本要領は、複式メーターボックス（以下「複式ボックス」という。）を設置する工事に適用する。

2 複式ボックスの規格

複式ボックスは、地中に埋設する水道メーター筐内に、メーターバルブ、メーター接続器具、逆止弁等が複数並列に設置されている、水道メーター筐と一体とした給水用具であり、給水装置に用いる給水用具として使用するため、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合したものでなければならない。

3 設置条件

複式ボックスを設置する際には、次の条件を厳守すること。

- （1） 低層共同住宅に設置する場合に限る。なお、同じ建物に店舗（事務所等）を含む場合、複式ボックスは共同住宅部のみに設置できる。
- （2） 複式ボックスの管理を明確にするため、建物と給水装置工事の申込者（所有者）（以下「申込者」という。）が同一であること。
- （3） 設置位置等については、5・5「水道メーター及びメーター筐（室）の設置」に準ずること。
- （4） 設置の順番については、（3）に準ずること。ただし、これによりがたい場合は、水道営業所と十分協議すること。
- （5） 複式ボックスの水道メーターについては、5・5「水道メーター及びメーター筐（室）の設置」の水道メーター前後の配管に準ずること。
- （6） 各部屋の水道メーターが定期検針等で明確となる様、水栓番号及び部屋番号を表示すること。
- （7） 設置時の注意、操作方法等を記載した取扱説明書を添付し、修理時等の連絡先を表示すること。
- （8） 複式ボックス内に設置されている、各種給水用具（メーターバルブ、メーター接続器具、逆止弁等）の供給体制を確認し、需要家からの修理依頼があった場合は、迅速な対応を確保すること。

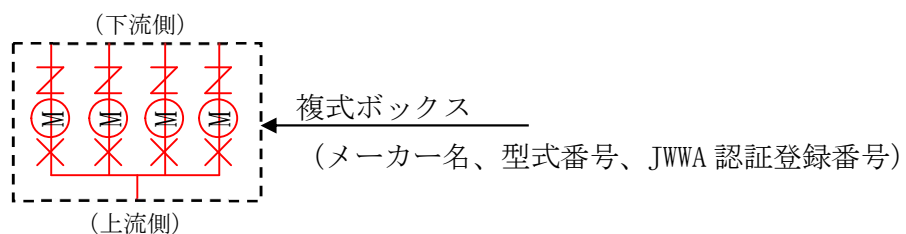
4 維持管理

複式ボックスの維持管理に対し、次のことを申込者に周知しなければならない。

- （1） 複式ボックスの適正な機能を確保するため、定期的に点検、メンテナンスを行うこと。
- （2） 修理等は申込者の責任で行うことを明確にすること。
- （3） 当局が行う、検満量水器取替時において、各種給水用具（メーターバルブ、メーター接続器具、逆止弁等）に障害（故障等）が発見された場合は、（イ）に準じ、申込者の責任で修理等行うことを明確にすること

5 給水装置工事図面表示

複式ボックスは、水道メーター筐と一体とした給水用具とすることから、平面図・立体図ともに、次のとおり明記すること。



7・2 地上式メーターユニット設置要領

1 総則

本要領は、地上式メーターユニット（以下「地上式ユニット」という。）を設置する工事に適用する。

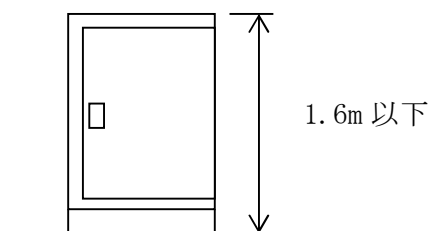
2 地上式ユニットの規格

地上式ユニットは、地上に設置した単独のボックス内に、メーターバルブ、メーター接続器具、逆止弁等が複数設置されている、地上式のメーター筐と一体化した給水用具であり、給水装置に用いる給水用具として使用するため、給水装置の構造及び材質に関する省令（平成9年厚生労働省令第14号）に適合したものでなければならない。

3 設置条件

地上式ユニットを設置する際には、次の条件を厳守すること。

- （1） 地上式ユニットの管理を明確にするため、建物と給水装置工事の申込者（所有者）（以下「申込者」という。）が同一であること。
- （2） 地上式ユニットは敷地内に設置し、水道メーターの点検及び取替え作業が容易であり、かつ、損傷のおそれがない位置に設置すること。また、その他設置に関することは、5・5「水道メーター及びメーター筐（室）の設置」に準ずること。
- （3） 設置の順番については、上から規則的に設置し（2）に準ずること。ただし、これによりがたい場合は、水道営業所と十分協議すること。
- （4） 地上式ユニット上流側及び下流側は、可とう性のある配管とすること。
- （5） 各部屋の水道メーターが定期検針等で明確となるよう、水栓番号及び部屋番号を表示すること。
- （6） 設置時の注意、操作方法等を記載した取扱説明書を添付し、修理時等の連絡先を表示すること。
- （7） 地上式ユニットに係る部品（ボックス本体、扉、鍵）、各種給水用具（メーターバルブ、メーター接続器具、逆止弁等）の供給体制を確認し、需要家からの修理依頼があった場合は、迅速な対応を確保すること。
- （8） 水道メーターが凍結の恐れがあるところでは、水道メーター及び配管に防凍カバー等を用いて保護すること。ただし、定期検針等及び停水キャップの取付け並びに取外し等の作業において支障のないよう措置を講じること。
- （9） 地上式ユニット（ボックス上部）の高さ1.6m以下であること。



4 維持管理

地上式ユニットの維持管理に対し、次のことを申込者に周知しなければならない。

- (1) 地上式ユニットの適正な機能を確保するため、定期的に点検、メンテナンスを行うこと。
- (2) 修理等は申込者の責任で行うことを明確にすること。
- (3) 当局が行う、検満量水器取替時において、各種給水用具（メーターバルブ、メーター接続器具、逆止弁等）に障害（故障等）が発見された場合は、(2)に準じ、申込者の責任で修理等を行うことを明確にすること。

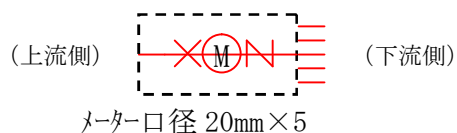
5 給水装置工事図面表示

地上式ユニットは、水道メーター筐と一体とした給水用具とすることから、平面図及び立体図は次のとおり明記すること。

(1) 地上式ユニット 平面図の記号

地上式ユニット

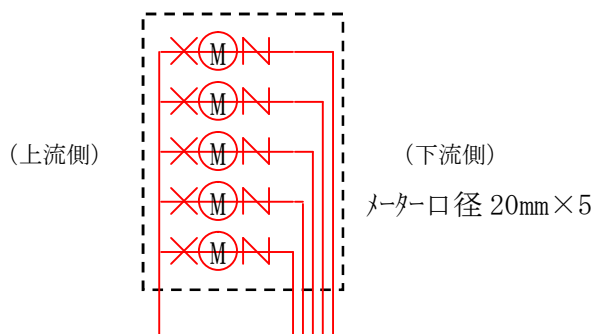
(メーカー名、型式番号、JWWA 認証登録番号)



(2) 地上式ユニット 立体図の記号

地上式ユニット

(メーカー名、型式番号、JWWA 認証登録番号)



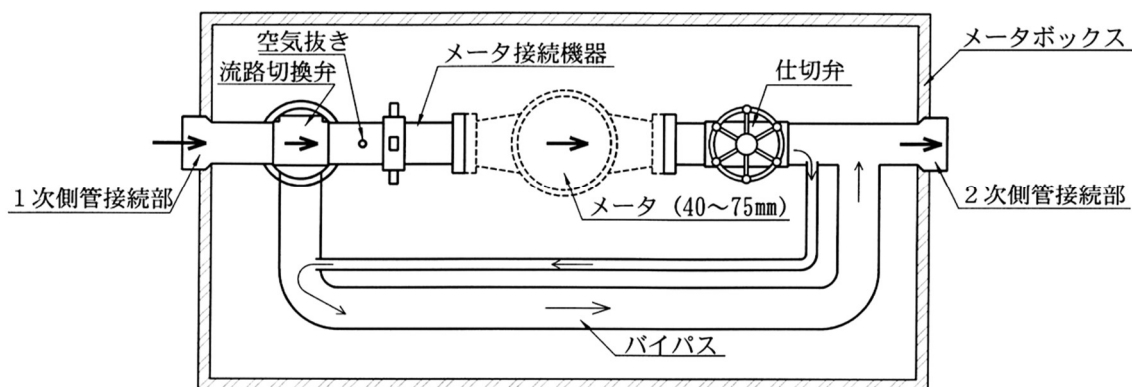
7・3 メーターバイパスユニットの取り扱い要領

1 趣 旨

この要領は、型式承認された口径 40 から 75 mmのメーターバイパスユニットの設置、及びそれに係る維持管理について規定する。

2 構成機器の用語と仕様

＜一般図＞



(1) メーターバイパスユニット（以下「ユニット」という。）

バイパス側に流路を切り換えることにより、断水を伴わずにメーターの取替えが行えるよう、流路切換弁、バイパス、仕切弁、メーター接続機器及びメーターボックス等から構成される一体の給水用具を言う。

(2) 流路切換弁

メーター上流で流路の方向を切換える機器で、「通水（通常）」、「バイパス」、「停止」の機能を有する。それぞれの切換は専用の切換ハンドルにより行う。

(3) 切換ハンドル

流路切換弁を操作する専用のハンドルで、「通水」→「バイパス」、「通水」→「停止」の2種類ある。「バイパス」切換時は、取り外することができない構造となっている。

(4) メーター接続機器

メーター接続機器の伸縮機構により、特殊な工具を使用せず、メーターの取外し、取付けが確実に行うことができる。

伸縮機構はメーターの一次側とし、切換ハンドルを管軸廻りに回転させることにより伸縮し、メーターに向って左回転させたとき縮まる（メーターを取り外せる）構造である。

ア 呼び径 40 mmのユニット

メーター接続機器とメーターパッキンを圧縮することで水密性を得る構造である。

イ 呼び径 50、75 mmのユニット

ア) メーター補足管を使用する形式の場合

メーター補足管 1 次側及びメーター 2 次側との接続はフランジ形式とし、メーター接続機器とフランジパッキンを圧縮することで水密性を得る構造である。

イ) メーター補足管を使用しない形式の場合

メーター 1 次側との接続は、そのメーター呼び径に応じたヴィクトリックジョイントによる接続とし、2 次側との接続方式は、ア) メーター補足管を使用する形式の場合と同様とする。なお、この場合にはメーター接続機器には、脱着可能なストレーナを有している。

(5) バイパス

メーター取替時、流路切換弁の操作を行い通水することにより、2 次側の断水を防ぐための管である。なお、「通水（通常）」時でも、管内の水が停滞しないようパイロット管を内蔵した構造である。

(6) 仕切弁

メーター 2 次側に有するバルブで、メーター取替え時は逆流を防止する機構がある。

(7) 空気抜き

メーター接続時等の際、メーター内の空気を抜くための機器

(8) 1 次側管接続部

呼び径 40 及び 50 mmは、ステンレス鋼管用伸縮可とう式継手（JWWA G 116）と管用テーパめねじ（JIS B 0203）の 2 種類ある。また、呼び径 75 mmは、水道用ダクタイル鋳鉄異形管（JWWA G 114）で規定する呼び圧力 7.5K のフランジ継手としている。

(9) 2 次側管接続部

呼び径 40 及び 50 mmは、管用テーパめねじ（JIS B 0203）となっている。また、呼び径 75 mmは、水道用ダクタイル鋳鉄異形管（JWWA G 114）で規定する呼び圧力 7.5K のフランジ継手としている。

(10) メーターボックス

ユニットを構成する機器のひとつで、メーター及びユニットを外部から保護するとともに、メーターの点検及び交換が容易に行える構造である。

3 設計施行基準

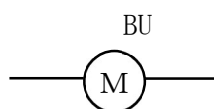
(1) 使用条件

- ①給水装置工事で使用できるユニットは、局が型式承認したものに限る。
- ②設置位置の最大動水圧が 0.75MPa 以下に限る。

(2) 設計施行基準と注意事項

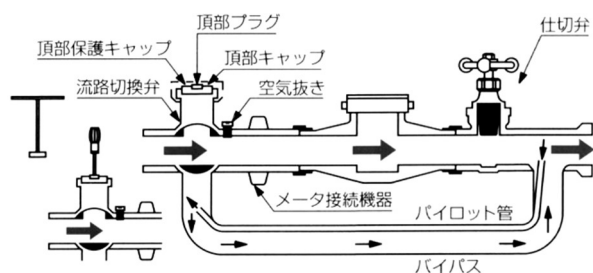
ユニットに係る配管等は、5・5「水道メーター及びメーター筐（室）の設置」によることとし、次のことを注意する。

- ①ユニットの設置位置は、原則として道路境界線に最も接近した敷地部分であること。
- ②配水管等から分岐した道路境界線の近くの敷地部分に、止水栓等（埋設用仕切弁、水道用仕切弁）を設置すること。
- ③ユニットの設置位置が、道路境界線より布設水平延長が5 m以上離れる場合は、②で設置する止水栓等の他、ユニット上流直近に止水栓等（埋設用仕切弁、水道用仕切弁）を設置すること。
- ④ユニット上流側の配管について、呼び径 40 及び 50 mm の場合は、絶縁波状継手等を使用し可とう性のある配管とすること。
- ⑤水圧試験については、メーター上流側は本管分岐からユニットの1次側管接続部直前までと、メーター下流側はユニットの2次側管接続部以降で行い、1.75MPa を1分以上保持し漏水がないことを確認することとする。また、管理者の検査は、写真により確認する。
- ⑥ユニットを表示する記号は、次のとおりとする。



4 メーター取り付け、取り外し要領

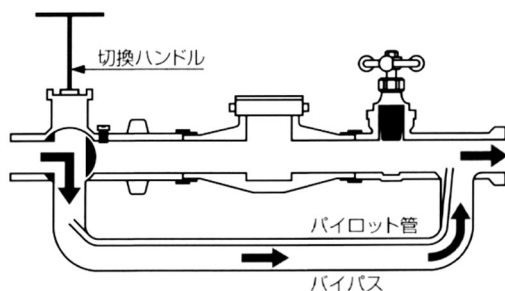
①準備



○流路切換弁の保護キャップ（プラスチック製）を外す。

○頂部プラグをマイナスドライバーで緩め頂部キャップを引抜く。

②切換

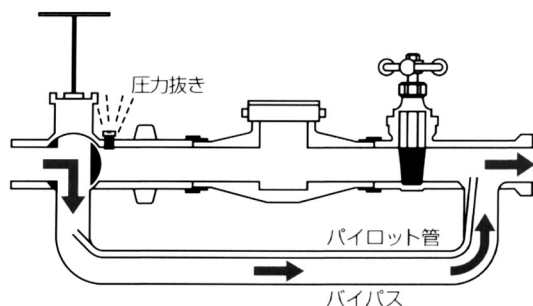


○切換ハンドル（バイパス用）を頂部に差込み、流路切換弁を「バイパス」側へ回転させる。

※頂部に操作方向と弁の開閉状況の表示がある。

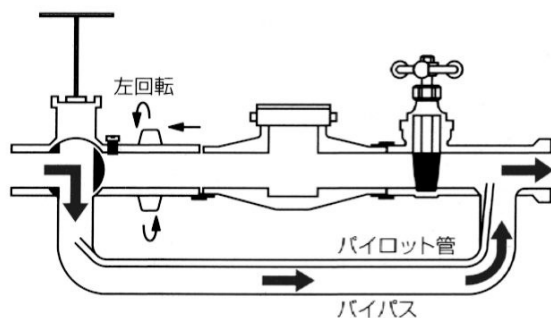
※この時、ハンドルは外れない。

③圧抜き



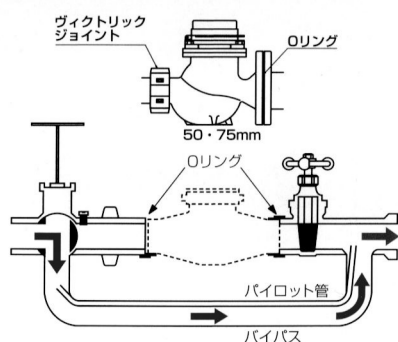
- 仕切弁を全閉する。
- 空気抜きより、メーター内の圧力を抜く。

④取り外し



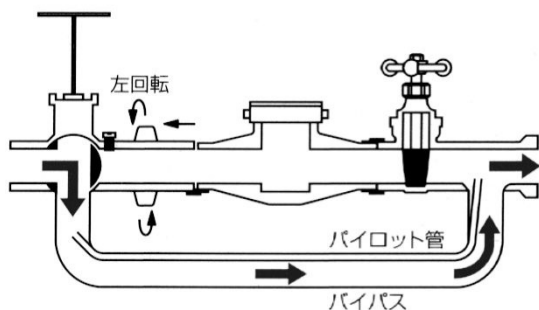
- メーター接続機器を左回転させ、伸縮部を後退（縮み）させる。

⑤メーター取替え



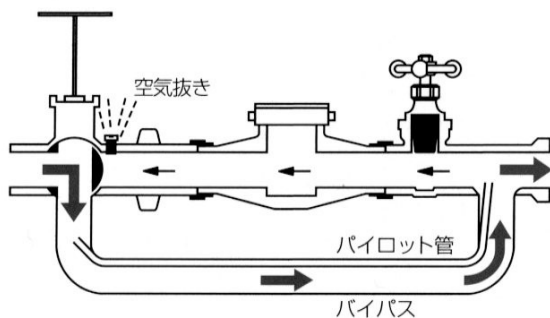
- Oリング或いはメーターパッキンを取替え、流水方向を間違えないようメーターを設置する。

⑥取り付け



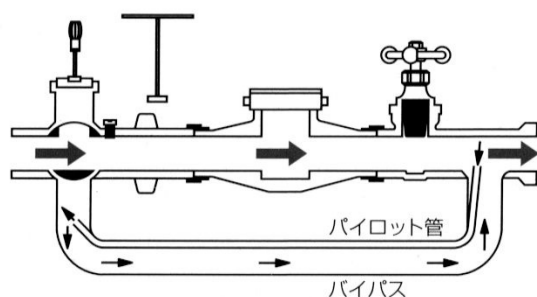
- メーター接続機器を右回転させ、伸縮部でメーターを圧着させる。
- 工具は使わず、手でいっぱいに締付ける。

⑦空気抜き



- 仕切弁を開け、メーター内を充水する。
- 空気が完全に抜けたら、空気抜きを閉める。

⑧完了



- 切換ハンドルを「通水」へ戻す。
- 切換ハンドルを外し、頂部キャップをセットし、マイナスドライバーで頂部キャップを締付ける。
- 頂部キャップ上面に、「封印シール」を貼付ける。
- 最後に頂部に保護キャップを取付け完了とする。

5 維持管理について

- ① 流路切換弁及び切換ハンドルは、職員の立会いのもと操作しなければならない。
- ② 切換ハンドルの管理は、原則として各営業所の担当者が行う。
- ③ 切換弁は、メーター取替え以外特別な理由が無い限り操作してはならない。
- ④ 給水装置工事により新たにメーターを取付ける際は、職員立会いのもと検査時に切替弁を操作する。なお、切換ハンドルは職員が持参する。
- ⑤ 検満によるメーター取替え時の切替弁操作についても、職員立会いのもと実施する。切換ハンドルは立ち会う職員が持参する。
- ⑥ 各営業所は、メーターバイパスユニット台帳等により使用状況を管理する。

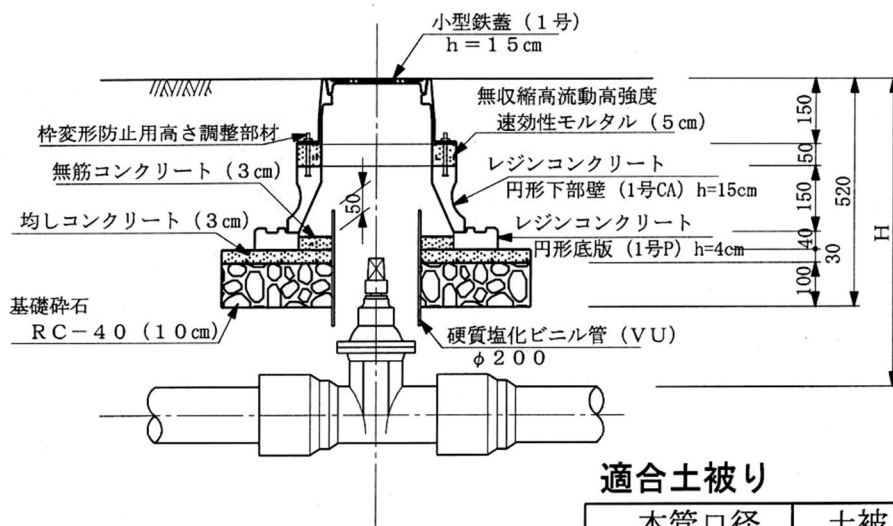
参考資料 8

参考図

8・1 弁・栓及び筐標準設置図

(1) 小型鉄蓋及び筐

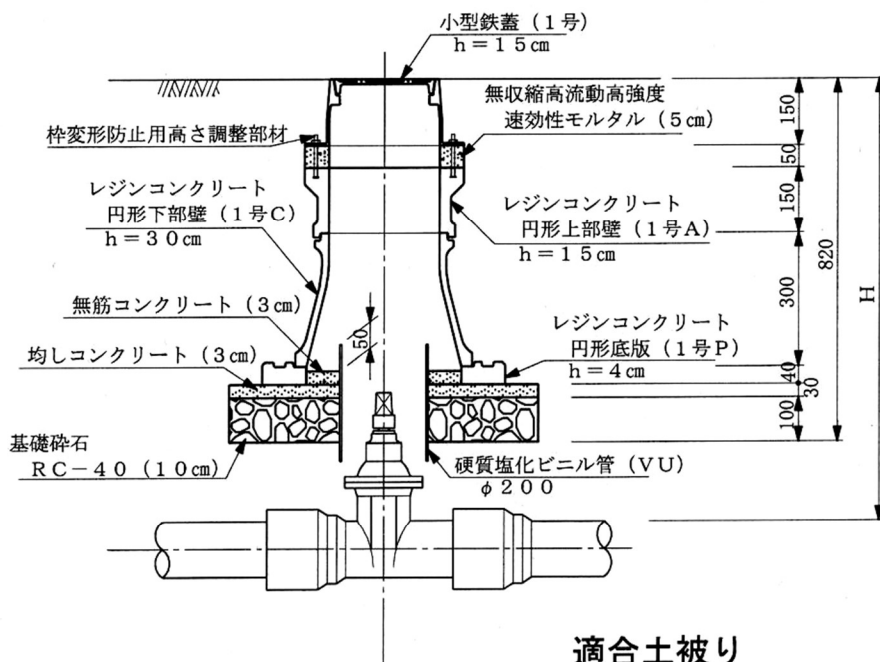
1号レジコン底版+下部壁



適合土被り (mm)

本管口径	土被り (H)
φ 75~200	700~990
φ 250	800~1,290
φ 300	900~1,290

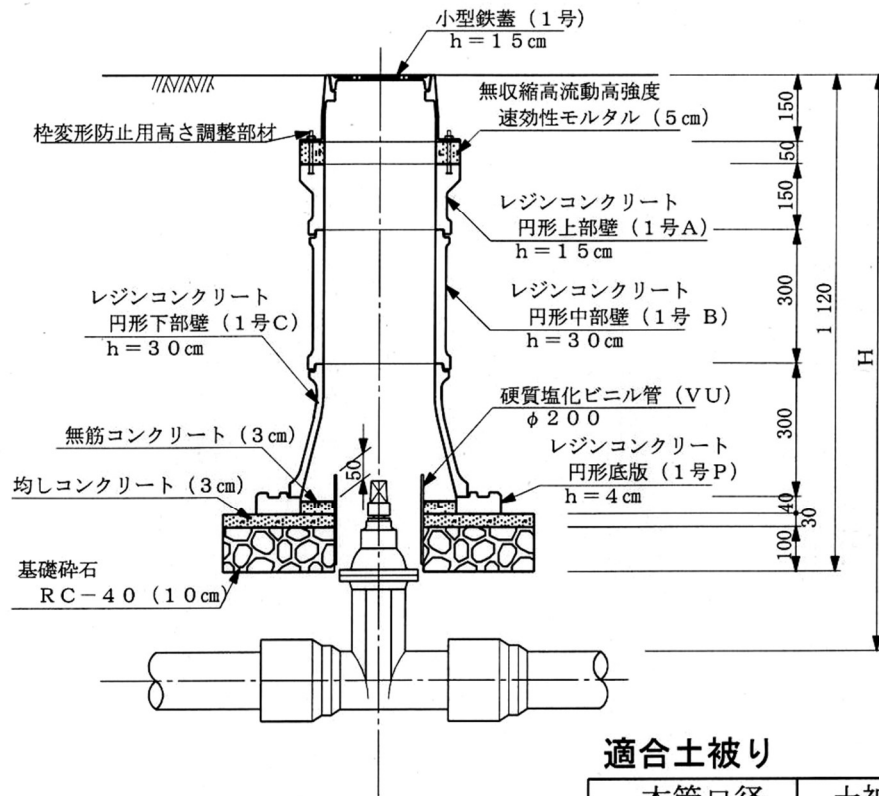
1号レジコン底版+下部壁+上部壁



適合土被り (mm)

本管口径	土被り (H)
φ 75~200	1,000~1,290
φ 250~300	1,300~1,490

1号レジン底版+下部壁+中部壁+上部壁

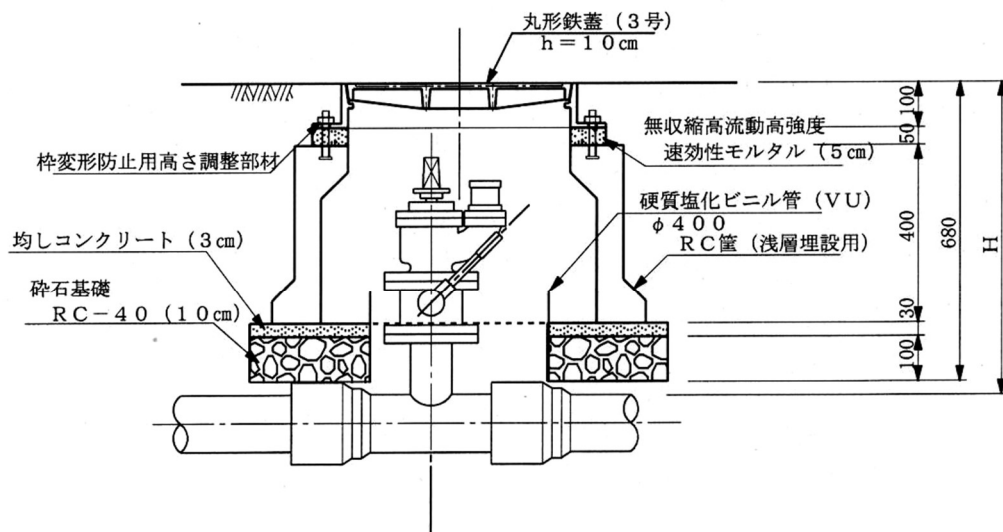


適合土被り (mm)

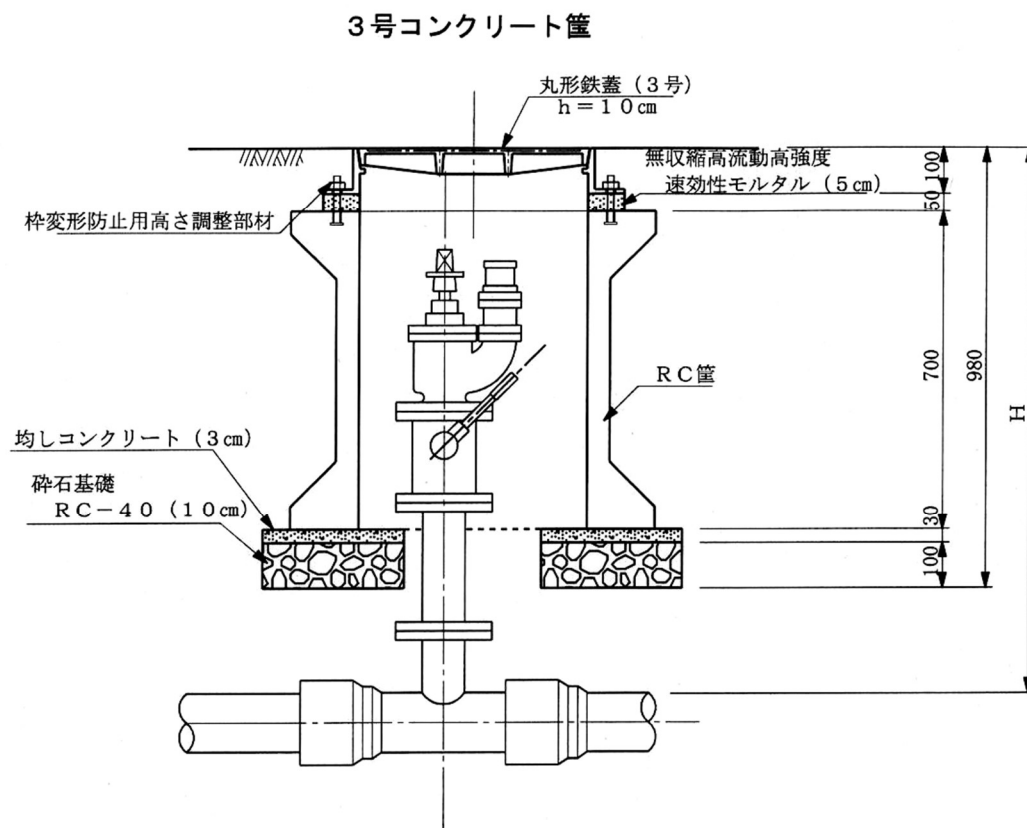
本管口径	土被り (H)
φ 75~200	1,300~1,590
φ 250~300	1,500~1,790

(2) 丸形鉄蓋及び筐 (浅層埋設)

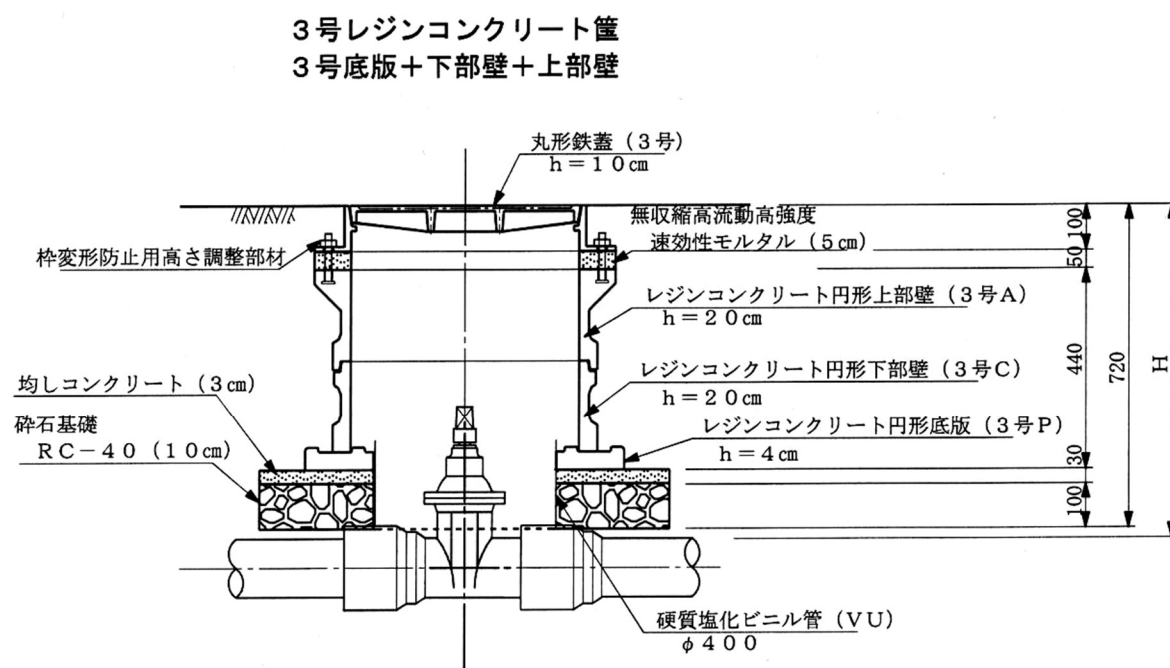
3号コンクリート筐 (浅埋用)



(3) 丸形鉄蓋及び筐（普通埋設）



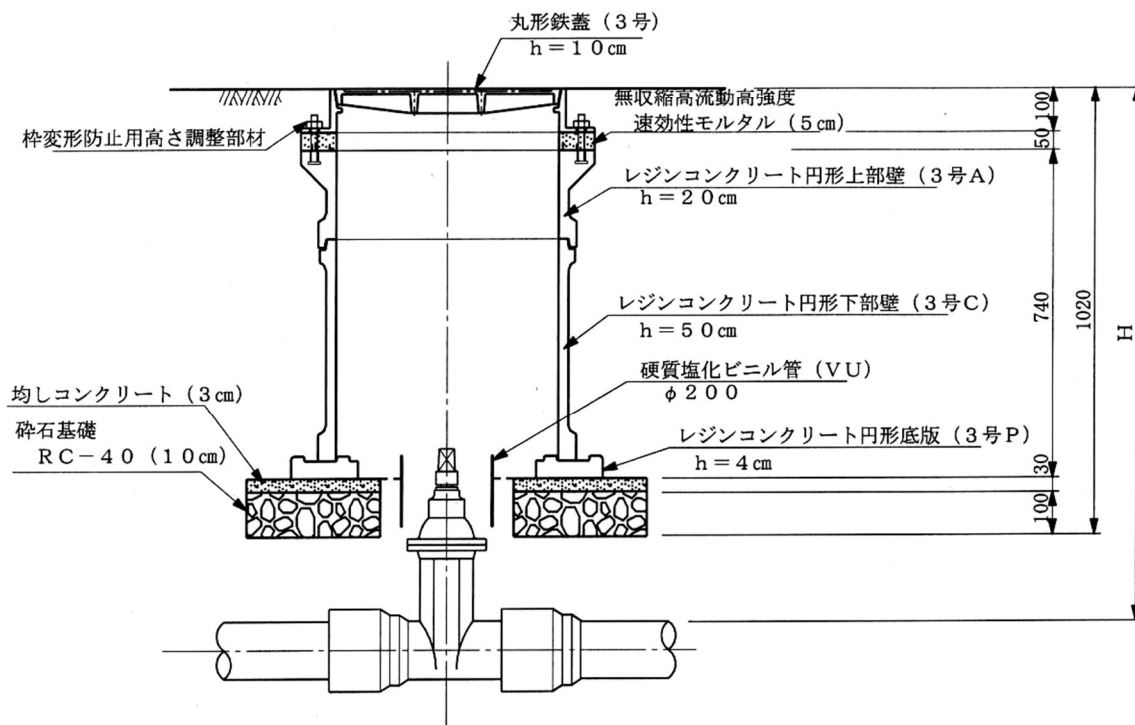
(4) 丸形鉄蓋及び筐（浅層埋設）



(5) 丸形鉄蓋及び筐（普通埋設）

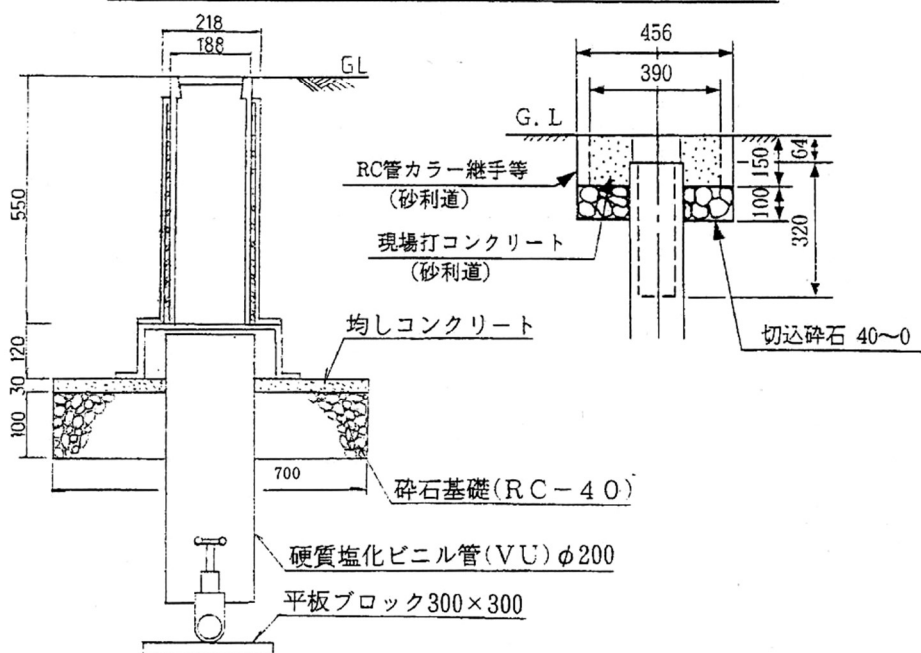
3号レジンコンクリート筐

3号底版+下部壁+上部壁



(6) スルースバルブ筐 (県水統一型)

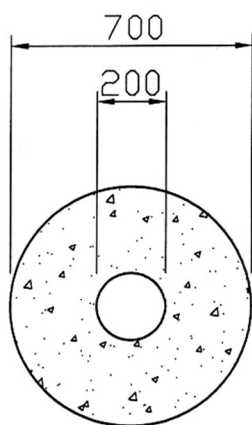
仕切弁(スルースバルブ)標準設置図(砂利の場合)



(7) その他

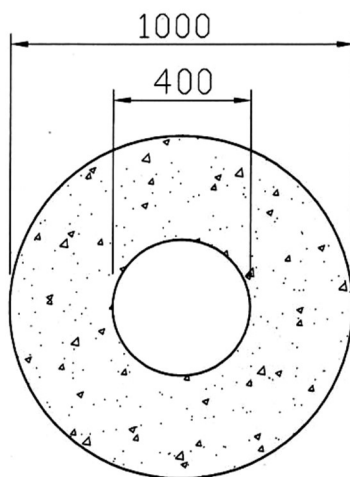
筐の基礎 標準図

1号筐
(スルスハルブ 筐)



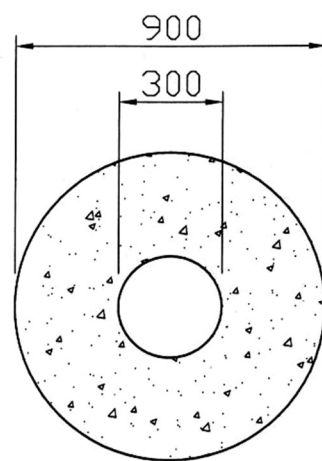
均しコンクリート
基礎碎石 (RC40)

3号筐 (浅埋用)



均しコンクリート
基礎碎石 (RC40)

3号筐

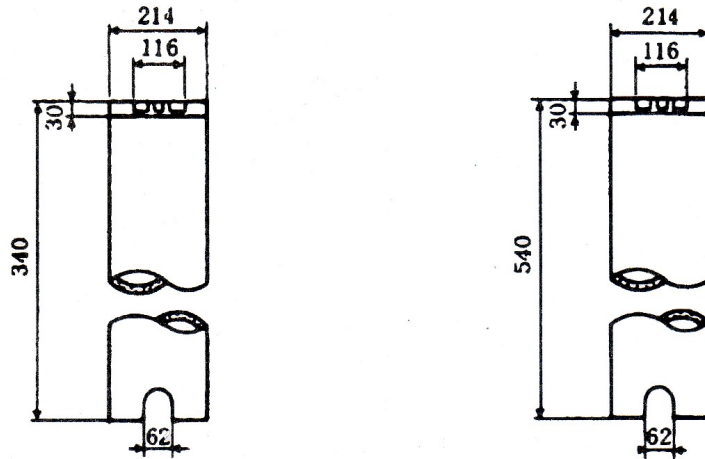


均しコンクリート
基礎碎石 (RC40)

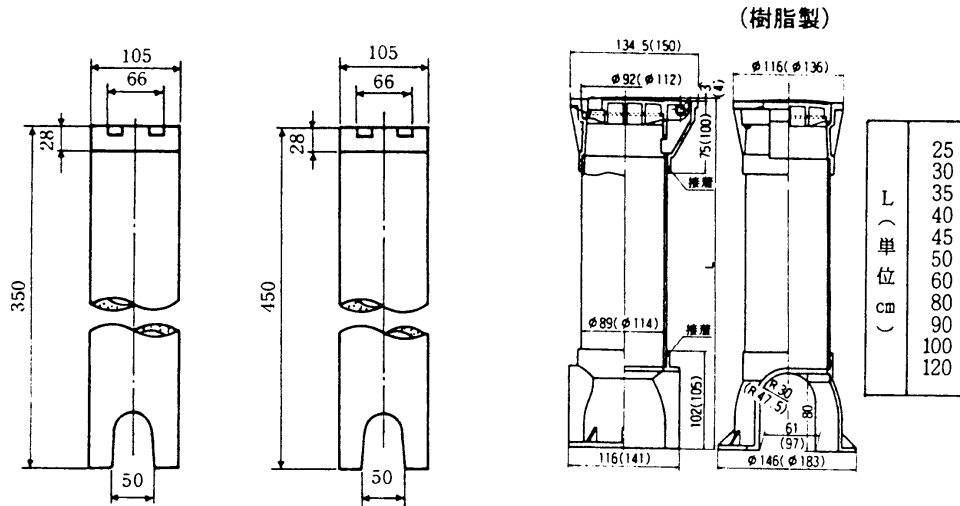
ビニール管標準設置寸法

土被り 口 径	1.2m	1.5m	浅層用
φ 100	V U φ 200 × 300	V U φ 200 × 600	V U φ 400 × 200
φ 150	—	〃 × 300	〃 × 200
φ 200	—	〃 × 300	〃 × 200
φ 300	—	—	—

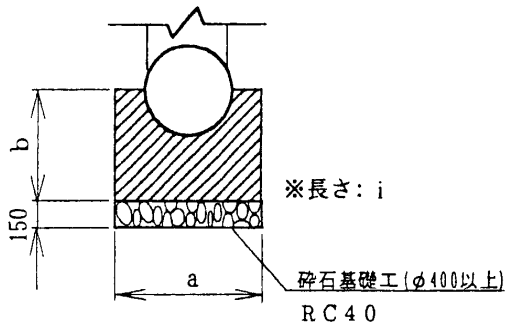
宅地内スリースバルブ筐 (40mm、50mm 用)



乙止水栓筐



弁受コンクリート寸法図



弁受コンクリート寸法表

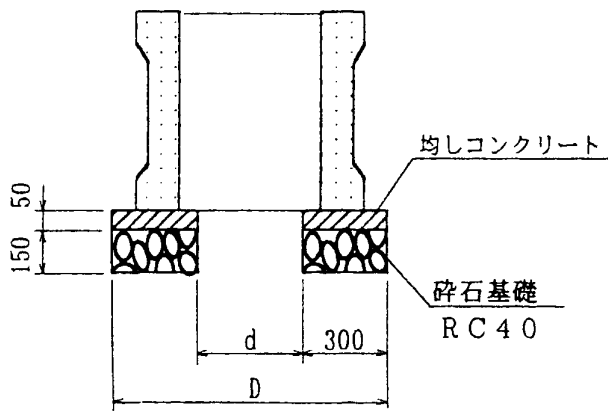
寸 法	a	b	i
仕切弁			
φ 75～φ 150	400	300	200
φ 200～φ 300	400	300	300
φ 400	800	400	1100
φ 450	900	500	1100
φ 500	900	500	1200
φ 600	1000	500	1200
φ 700	1100	600	1300
φ 800	1200	600	1300
φ 900	1300	700	1400
φ 1000	1400	700	1400

※φ 300 まではフランジ形仕切弁に摘要

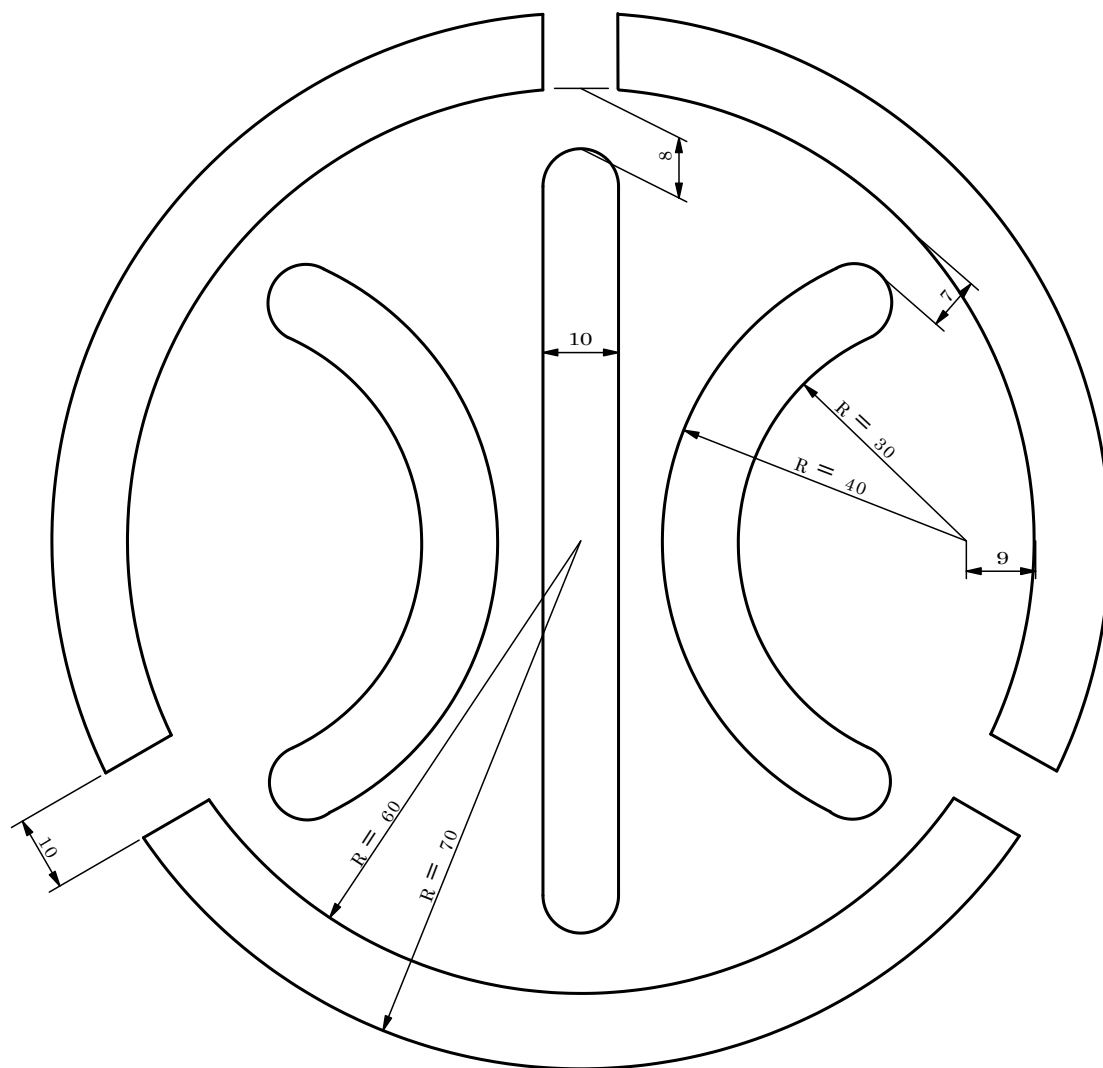
マンホール基礎寸法図

マンホール基礎寸法表

寸 法 内径	d	D
φ 600	500	1100
φ 900	800	1400



8 · 2 恢復旧標示



給水装置工事設計施行基準・解説

令和 8 年 4 月 1 日

神奈川県企業庁